

議第 1 号

草津市地域公共交通活性化再生協議会規約案ならびに諸規程案について

草津市地域公共交通活性化再生協議会の規約ならびに諸規程を別紙のとおり定める。

平成 2 1 年 1 月 1 9 日

草津市地域公共交通活性化再生協議会
会 長 山 岡 晶 子

草津市地域公共交通活性化再生協議会

規 約

平成 21年 1月19日 制 定

草津市地域公共交通活性化再生協議会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 この協議会は、草津市地域公共交通活性化再生協議会（以下「協議会」という。）という。

(事務所)

第2条 協議会は、事務所を滋賀県草津市草津三丁目13番30号 草津市役所に置く。

(目的)

第3条 協議会は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）の規定に基づき、市民の日常生活もしくは社会生活における移動または観光旅客その他の本市を来訪する者の移動のための交通手段として利用されるすべての公共交通機関の活性化および再生を総合的かつ一体的に推進するため、法第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通総合連携計画（以下「連携計画」という。）の策定および変更に関する協議ならびに実施に係る連絡調整を行うために設置する。

(事業)

第4条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 連携計画の策定および変更に関すること。
- (2) 連携計画の実施に係る連絡調整に関すること。
- (3) 連携計画に位置づけられた事業の実施に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、当協議会の目的を達成するために必要なこと。

第2章 委員等

(協議会の委員)

第5条 協議会は、次の各号に掲げる者のうちから草津市長が委嘱し、または任命した者をもって構成する。

- (1) 市に営業区域が存する公共交通事業者、関係団体、道路管理者その他連携計画に定めようとする事業を実施すると見込まれる者が指名する者
- (2) 市民または市内交通の利用者
- (3) 近畿運輸局滋賀運輸支局長が指名する職員
- (4) 滋賀県警察、学識経験者その他の協議会の運営上必要と認められる者
- (5) 市職員

(公共交通事業者等の協議会への参加要請応諾義務)

第6条 市長は、第4条に規定する事項の協議を行う協議会の会議（以下「会議」という。）を開く旨を前条第2号に掲げるものに通知しなければならない。

- 2 前項の規定により通知を受けた者は、法第6条第4項の規定により、正当な理由がある場合を除き、当該通知にかかる協議に応じなければならない。

(委員の任期)

第7条 委員の任期は、2年とする。

- 2 補欠による委員の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。

(届出)

第8条 委員は、その氏名及び住所に変更があったときは、遅滞なく協議会にその旨を届け出なければならない。

(委員の報酬)

第9条 委員には、別途定めるところにより、報酬を支払うことができる。

- 2 委員には、費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第3章 役員等

(役員の数及び選任)

第10条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 1名
 - (3) 監事 2名
- 2 会長は、副市長をもって充てる。
 - 3 副会長は、委員の中からあらかじめ会長が指名する。
 - 4 監事は、委員の互選により選出する。
 - 5 会長、副会長及び監事は、相互に兼ねることはできない。

(役員職務)

第11条 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときまたは欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 監事は、次の各号に掲げる業務を行う。
 - (1) 協議会の業務執行及び会計の状況を監査すること。
 - (2) 前号において不整な事実を発見したときは、これを総会に報告すること。
 - (3) 前号の報告をするために必要があるときは、総会を招集すること。

(役員任期)

第12条 役員任期は、2年とする。

- 2 補欠又は増員による任期は、前任者または現任者の残任期間とする。

(任期満了又は辞任の場合)

第13条 役員は、その任期が満了し、又は辞任により退任しても、後任の役員が就任するまでの間は、なおその職務を行うものとする。

(役員解任)

第14条 協議会は、役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決を経て、その役員を解任することができる。この場合において、協議会は、その総会の開催の日の7日前までに、その役員に対し、その旨を書面をもって通知し、かつ、議決の前に弁明する機会を与えるものとする。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない非行があったとき。

第4章 総会

(総会の種別等)

第15条 協議会の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

- 2 総会の議長は、会長がこれに当たる。
 - 3 通常総会は、毎年1回以上開催する。
 - 4 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
 - (1) 委員現在数の4分の1以上から会議の目的たる事項を示した書面により請求があったとき。
 - (2) 第11条第3項第3号の規定により監事が招集したとき。
 - (3) その他会長が必要と認めたとき。
- (総会の招集)

第16条 前条第4項第1号の規定により請求があったときは、会長は、その請求のあった日から20日以内に総会を招集しなければならない。

2 総会の招集は、少なくともその開催の7日前までに、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって会員に通知しなければならない。

(総会の議決方法等)

第17条 総会は、委員現在数の過半数の出席がなければ開くことができない。

2 委員は、総会において、各1個の議決権を有する。

3 総会においては、前条第2項によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、緊急を要する事項については、この限りでない。

4 総会の議事は、第19条に規定するものを除き、出席者の議決権の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。この場合において議長は、議決に加わる権利を有しない。

5 総会の議決のうち、第4条第3号に掲げる事項について、事業者が特定される場合、その者の同意を要する。

(総会の権能)

第18条 総会は、この規約において別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

(1) 事業計画及び収支予算の設定又は変更に関すること。

(2) 事業報告及び収支決算に関すること。

(3) 諸規程の制定及び改廃に関すること。

(4) 規約第4条各号に関すること。

(5) その他協議会の運営に関する重要な事項。

(特別議決事項)

第19条 次の各号に掲げる事項は、総会において、出席者の議決権の3分の2以上の多数による議決を必要とする。

(1) 協議会規約の変更

(2) 協議会の解散

(3) 会員の除名

(4) 役員の解任

(書面又は代理人による表決)

第20条 やむを得ない理由により総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項につき、書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。

2 前項の書面は、総会の開催の日の前日までに協議会に到着しないときは、無効とする。

3 第1項の代理人は、代理権を証する書面を協議会に提出しなければならない。

4 第17条第1項及び第4項ならびに第19条の規定の適用については、第1項の規定により議決権を行使した者は、総会に出席したものとみなす。

(協議結果の尊重義務)

第21条 法第6条第5項の規定により、協議会で協議が調った事項については、協議会の委員はその協議の結果を尊重しなければならない。

(議事録)

第22条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

2 議事録は、少なくとも次の各号に掲げる事項を記載する。

(1) 開催日時及び開催場所

(2) 会員の現在数、当該総会に出席した会員数、第20条第4項により当該総会に出席したと見なされた者の数及び当該総会に出席した会員の氏名

- (3) 議案
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 3 議事録は、議長及び当該総会に出席した会員のうちからその総会において選任された議事録署名人2名以上が記名押印しなければならない。
- 4 議事録は、第2条の事務所に備え付けておかなければならない。

第5章 幹事会および分科会

(幹事会)

- 第23条 協議会は、第4条各号に掲げる事項を処理するため、必要に応じて、幹事会を置くことができる。
- 2 幹事会の委員は第5条の委員その他協議会が必要と認めた者とする。
 - 3 幹事会は、必要に応じて関係者を招集し、意見を聞くことができる。

(分科会)

- 第24条 第4条各号に掲げる事項について専門的な調査、審議を行うため、協議会に分科会を置くことができる。
- 2 分科会は、草津市地域公共交通会議ならびに草津市福祉有償運送運営協議会とする。
 - 3 分科会の組織、運営その他必要な事項は、別に定める。

第6章 事務局

(事務局)

- 第25条 総会の決定に基づき協議会の業務を執行するため、事務局を置く。
- 2 事務局は草津市産業建設部都市計画課（以下、「都市計画課」という。）に置く。
 - 3 事務局は、事務局長及び事務局員で組織する。
 - 4 事務局長は、第2項の所属長をもって充て、事務局員は事務局長が選任する。
 - 5 協議会の庶務は、事務局長が総括し処理する。

(業務の執行)

- 第26条 協議会の業務の執行の方法については、この規約で定めるもののほか、次の各号に掲げる規程による。

- (1) 財務規程
- (2) 文書取扱規程
- (3) 公印取扱規程
- (4) 監査実施規程
- (5) 委員等報酬および費用弁償規程
- (6) 工事等請負規程

(書類及び帳簿の備付け)

- 第27条 協議会は、第2条の事務所に次の各号に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。
- (1) 協議会規約及び前条各号に掲げる規程
 - (2) 役員等の氏名及び住所を記載した書面
 - (3) 収入及び支出に関する証拠書類及び帳簿
 - (4) その他前条各号に掲げる規程に基づく書類及び帳簿

第7章 会計

(事業年度)

- 第28条 協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(資金)

第29条 協議会の資金は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 草津市等からの負担金または補助金
- (2) 国からの補助金
- (3) 借入金、寄付金、その他の収入

(資金の取扱い)

第30条 協議会の資金の取扱方法は、財務規程で定める。

(収支予算)

第31条 協議会の事業計画及び収支予算は、会長が作成し、事業開始前に総会の議決を得なければならない。

(監査等)

第32条 会長は、毎事業年度終了後、次の各号に掲げる書類を作成し、通常総会の開催の日の10日前までに監事に提出して、その監査を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
 - (2) 収支計算書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 財産目録
- 2 監事は、前項の書類を受領したときは、これを監査し、監査報告書を作成して会長に報告するとともに、会長はその監査報告書を総会に提出しなければならない。
- 3 会長は、第1項各号に掲げる書類及び前項の監査報告書について、総会の承認を得た後、これを第2条の事務所に備え付けておかなければならない。

(報告)

第33条 会長は、次の各号に掲げる書類を、草津市長に提出しなければならない。

- (1) 前年度の事業報告書及びその年度の事業計画書
- (2) 前年度末の財産目録及び貸借対照表
- (3) 前年度の収支計算書及びその年度の収支予算書

第8章 協議会規約の変更の特例、協議会が解散した場合の措置

(規約の変更の特例)

第34条 第24条第2項の事務局の組織改変に伴う名称変更については、第19条第1項第1号の規定によらず、会長がこれを定めることができる。

(協議会が解散した場合の措置)

第35条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

第9章 雑則

(細則)

第36条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な細則は会長が別に定める。

付 則

- 1 この規約は、平成21年 1月19日から施行する。

草津市地域公共交通活性化再生協議会

諸 規 程

平成 21年 2月19日 制 定

諸 規 程

- (1) 財務規程
- (2) 文書取扱規程
- (3) 公印取扱規程
- (4) 監査実施規程
- (5) 委員等報酬および費用弁償規程
- (6) 工事等請負規程

草津市地域公共交通活性化再生協議会

財 務 規 程

平成 21年 1月19日 制 定

草津市地域公共交通活性化再生協議会財務規程

(趣旨)

第1条 この規程は、草津市地域公共交通活性化再生協議会（以下「協議会」という。）の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(予算)

第2条 協議会の予算は、草津市からの負担金または補助金、国からの補助金、繰越金及びその他の収入をもって歳入とする。また協議会の運営及び事業に係る経費をもって歳出とする。

2 協議会の会長（以下「会長」という。）は、毎会計年度予算を調製し、年度開始前に協議会に諮るものとする。

3 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

4 会長は、第2項の規定により、予算が協議会の承認を得たときは、当該予算書の写しを速やかに草津市長に送付しなければならない。

(予算の補正)

第3条 会長は、会計年度の途中において、既定予算に補正の必要が生じたときは、これを調製し、速やかに協議会に諮るものとする。

2 前項の規定により、補正予算が協議会の承認を得たときは、前条第4項の規定を準用する。

(予算区分)

第4条 歳入予算の款、項及び目の区分は、別表第1のとおりとする。

2 歳出予算の款、項及び目の区分は、別表第2のとおりとする。

3 当該年度において臨時かつ特別な理由があるときは、別表第1及び別表第2に定める以外の項及び目を定めることができる。

(予算の流用及び予備費の充用)

第5条 歳出予算の流用及び予備費の充用は、草津市の例によるものとする。

2 会長は、前項の規定により歳出予算の流用又は予備費の充用をしたときは、協議会に報告しなければならない。

(出納及び現金等の保管)

第6条 協議会の出納は、事務局が行う。

2 協議会に属する現金等は、銀行その他の金融機関に預け入れなければならない。

(収入及び支出の手続)

第7条 協議会の予算に係る収入及び支出の手続きは、草津市の例により行うものとする。

2 事務局は、次の各号に定める簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。

(1) 予算整理簿

(2) 前号に掲げるもののほか、必要な簿冊

(決算等)

第8条 会長は、毎会計年度終了後、遅滞なく、協議会の決算を調製し、協議会の承認を得るものとする。

2 会長は、前項の承認を得るにあたっては、規約第32条の規定に定められた監査委員の監査を受け、その結果を添えなければならない。

3 会長は、第1項の規定により協議会の承認を得たときは、当該決算書の写しを速やかに草津市長に送付しなければならない。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この規程は、平成21年2月1日から施行する。

別表第 1（第 4 条関係）

歳入予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 負担金	1 負担金	1 負担金
2 補助金	1 補助金	1 補助金
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金
4 借入金	1 借入金	1 借入金
5 諸収入	1 諸収入	1 寄付金
		2 雑入

別表第 2（第 4 条関係）

歳出予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 運営費	1 事務費	1 会議費
		2 事務費
2 事業費	1 事業費	1 事業費
		2 負担金
3 予備費	1 予備費	1 予備費

草津市地域公共交通活性化再生協議会

文書取扱規程（案）

平成 21年 月 日 制 定

草津市地域公共交通活性化再生協議会文書取扱規程

(趣旨)

第1条 この規程は、草津市地域公共交通活性化再生協議会（以下「協議会」という。）の事務の適正、かつ、能率的な処理を図るため、文書の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(秘密保持の原則)

第2条 個人情報に関する文書は、特に細密な注意を払って取り扱い、部外の者または当事者以外の者の目にふれる箇所に放置してはならない。

(文書の收受および配付)

第3条 文書は、すべて事務員が收受し、次の各号に定めるところにより、直ちに処理しなければならない。

- (1) 文書はすべて開封し、文書整理簿（第1号様式）に記載のうえ、会長または事務局長に供覧するものとする。ただし、軽易な文書にあっては、文書整理簿への記載を省略することができる。
- (2) 開封した文書に現金、有価証券が封入されているときは、その文書の欄外に種別、金額等を記載のうえ、受付印を押し、会長または事務局長に供覧する。
- (3) 訴訟等に関する文書は、欄外に到着日を明記し、かつ事務職員が認印を押し、封筒のあるものはこれを添えて処理する。
- (4) 親展文書は、封をしたまま宛名人に配付する。
- (5) 文書の処理は、事務局長の責任とする。

(郵便料金未納等の文書)

第4条 郵便料金の未納または不足の文書が送達されたときは、発信者が官公庁であるとき、または、協議会の業務に関すると認められるものに限り、必要な料金を支払い、これを受領することができる。

(文書の処理)

第5条 会長または事務局長は、供覧を受けた文書を速やかに審査閲覧し、自ら処理するものを除き、処理意見を示して、担当者に配付しなければならない。

2 配付を受けた文書は、速やかに処理しなければならない。ただし、速やかに処理できないときは、あらかじめ、その理由と処理予定期限を事務局長に報告しなければならない。

(処理の方法)

第6条 事案の処理は、すべて伺書（第2号様式）に記載し、関係者に回議した後、決裁を受けなければならない。

(文書の施行)

第7条 決裁済の文書には、決裁年月日、文書番号、施行年月日を記入したうえ、発送文書にはこれを浄書し、契印しなければならない。

(文書記号および番号)

第8条 文書には記号および番号を付けなければならない。文書の記号および番号の表示は、次のとおりとする。

草交活協 第 号 協議会の文書

(文書の保存)

第9条 文書は、会計年度別に整理編集し、別表に定める、文書保存基準に基づいて、保存しなければならない。

付 則

この規程は、平成21年2月1日から施行する。

第1号様式

収受又は 発送年月日 番号	到着文書 の番号 月日	標 題	発 信 人	受領 印	処 理 経 過			備 考
			受 信 人					
月 日	月 日				月 日	月 日	月 日	
第 号	第 号							
月 日	月 日				月 日	月 日	月 日	
第 号	第 号							
月 日	月 日				月 日	月 日	月 日	
第 号	第 号							
月 日	月 日				月 日	月 日	月 日	
第 号	第 号							
月 日	月 日				月 日	月 日	月 日	
第 号	第 号							
月 日	月 日				月 日	月 日	月 日	
第 号	第 号							
月 日	月 日				月 日	月 日	月 日	
第 号	第 号							
月 日	月 日				月 日	月 日	月 日	
第 号	第 号							

記 号
公活協

回 議 書

決 裁 区 分			文 書 種 類		保 存		
市長・副市長（会長）・部長・担当理事 課長（事務局長）・グループ長					永・10・5・3・1	12 年 3 月まで	文書番号
起案 平成 年 月 日			起 案 者			公印使用承認	
決裁 平成 年 月 日			補職名 TEL（内線） 氏 名 印 （ ）			月 日	
施行 平成 年 月 日							
決 裁					指 示 事 項		
		市長	副市長(会長)				
主 管	回 議	部長	担当理事	課長(事務局長)	グループ長	所属員	
関係部課	合 議	部長	担当理事	課長	グループ長	所属員	
関係部課	合 議	部長	担当理事	課長	グループ長	所属員	
関係部課	合 議	部長	担当理事	課長	グループ長	所属員	
次のことについて決裁をお願いします。							
標 題							
合議者意見							

文書保存基準

項	目	保存年数
【協議会関係】	・ 協議会設置に関する文書（認可申請書、認可書）	永 年
	・ 要綱、要綱変更に関する文書（要綱変更申請（届）書、認可書）	永 年
	・ 施設設置に関する文書（認可申請書、認可書、施設設置開始届書）	永 年
【施設関係】 (労務管理関係)	・ 諸規程に関する文書（規程の制定、改廃）	永 年
	・ 協議会招集に関する文書	10年
	・ 協議会議事録および議案書	永 年
【経理関係】	・ 監事の監査報告書	永 年
	・ 協議会役員の委嘱、解職に関する文書	10年
	・ 協議会役員の履歴書、就任承諾書	10年
	・ 会長職務代理者の指名に関する文書	10年
	・ 旅費支給明細書	5年
	・ 旅行（出張）命令簿	5年
	・ 事業報告書、財産目録、貸借対照表、資金収支計算書、資金収支内訳表、事業活動収支計算書、事業活動収支内訳表、授産事業支出明細表（特別会計を含む）	10年
	・ 予算書および事業計画書	10年
	・ 仕訳伝票	10年
	・ 総勘定元帳	10年
	・ 小口現金出納帳	10年
	・ 借入金台帳、貸付金台帳	10年
	・ 未収金台帳、未払金台帳	10年
	・ 基本金台帳	10年
	・ 寄付金品台帳	10年
	・ 不動産台帳（土地、建物）	永 年
	・ 固定資産管理台帳	10年
	・ 月次試算表、決算試算表	10年
	・ 決算書に添付する各種の明細表	10年
	(1) 借入金明細表	
	(2) 寄付金収入明細表	
	(3) 補助金収入明細表	
	(4) 基本金明細表	
	(5) 国庫補助金等金明細表	
	(6) 引当金明細表、積立金明細表	
	・ 郵便切手等受払簿	10年
	・ 収入証拠書類	10年
	(1) 介護報酬、支援費、措置費、運営費 —— 各請求書、精算書等	(施設整備関係は永年)
	(2) 補助金 —— 交付決定通知書等	
	(3) 寄付金 —— 寄付申込書、領収書発行控	
	(4) 借入金 —— 金銭消費貸借契約書等	
	・ 支出証拠書類	10年
	契約書（請書）、請求書、領収書、納品書、物品購入・修繕等伺書、入札伺書、入札結果書、設計図書、工事等検査調書、引渡書	(施設整備関係は永年)

(注) 上記の項目は例示であり、協議会・施設の必要に応じて整備すること。

草津市地域公共交通活性化再生協議会

公印取扱規程（案）

平成 21年 月 日 制 定

草津市地域公共交通活性化再生協議会公印管理規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、草津市地域公共交通活性化再生協議会（以下「協議会」という。）の公印管理について、必要な事項を定めるものとする。

（公印の種類）

第2条 公印の種類は、次に掲げるとおりとする。

（1）会長印

（公印の名称、寸法、管理者）

第3条 公印の名称、形状寸法および管理者は、別表のとおりとする。

（管理）

第4条 管理者は、公印の管理に万全を期さなければならない。

2 公印は、常に施錠できる堅固な箱に収め、一定の場所において管理しなければならない。

3 公印は、特に上司および管理者の承認を受けた場合のほか、管理する場所以外に持ち出してはならない。

（公印の調整、改刻および手続き）

第5条 第3条に規定する公印を調整、もしくは改刻し、または廃止しようとするときは、事前に、会長の承認を得なければならない。

2 管理者は、その管理する公印について、紛失または破損等が生じたときは、直ちに、会長に届け出なければならない。

（公印の使用）

第6条 公印は、協議会の文書以外に使用してはならない。

2 公印を使用する役員または職員は、承認済の起案書に公印を押印すべき文書を添えて、管理者に提示し、その承認を受けなければならない。また、公印を押印するときは、事前に公印使用簿に記入しなければならない。

3 公印は、文書の真実性を明確に表現するものであるから、その取扱は慎重にしなければならない。

付 則

この規程は、平成20年2月1日から施行する。

別 表
公印の名称、形状寸法および管理者

公印の名称	形状寸法	管理者
草津市地域公共交通 活性化再生協議会 会長之印	21mm 21mm	事務局長

草津市地域公共交通活性化再生協議会

監査規程（案）

平成 21年 月 日 制 定

草津市地域公共交通活性化再生協議会監査実施規程

(趣旨)

第1条 草津市地域公共交通活性化再生協議会の業務及び資金管理に関する監査は、この監査実施規程により実施するものとする。

(監査の種類)

第2条 監査は、年度ごとの定期監査及び必要に応じての臨時監査とする。

(監査結果の不適合の是正)

第3条 監事は、監査の結果、不適合が認められた場合は、是正のための指示書を作成し、会長に報告するとともに、事務局長に指示するものとする。

2 前項の指示を受けた事務局長は、指摘された不適合事項について速やかに是正措置を講ずるものとする。

3 事務局長は、前項の是正措置が終了した場合には、速やかにその結果についての報告書を作成し、監事に報告するものとする。

4 前項の報告を受けた監事は、その内容を確認し会長に報告した上で、報告を受けた日以降最初の総会に報告するものとする。

(雑則)

第4条 草津市地域公共交通活性化再生協議会規約及びこの規程に定めるもののほか、監査に必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この規程は、平成21年2月1日から施行する。

草津市地域公共交通活性化再生協議会

委員等報酬および費用弁償規程（案）

平成 21年 月 日 制 定

草津市地域公共交通活性化再生協議会委員等報酬および費用弁償規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、草津市地域公共交通活性化再生協議会（以下「協議会」という。）の委員および事務局員（以下「委員等」という。）の報酬および費用弁償に関する事項を定める。

（報酬）

第2条 協議会の委員等に対して報酬を支給する。ただし、委員等が公務員である場合は、これを支給しない。

2 前項の報酬の額は、協議会への出席1回にあたり6,500円とする。

（支給日）

第3条 委員等の報酬は、協議会開催後、30日以内に支払う。

（費用弁償）

第4条 委員等が視察等の協議会の業務のために旅行したときは、その費用を弁償する。

2 費用弁償額は委員等の居住地から計算し、草津市の例により交通費の実費額とする。

3 日当および宿泊料は、次のとおりとする。

日 当 1日につき 2,600円

宿泊料 1泊につき11,800円

（改正）

第5条 この規程の改正については、協議会の議決を要する。

付 則

この規程は、平成21年2月1日から施行する。

草津市地域公共交通活性化再生協議会

工事等請負規程

平成 2 1 年 1 月 1 9 日制定

草津市地域公共交通活性化再生協議会工事等請負規程

（目 的）

第 1 条 この規程は、草津市地域公共交通活性化再生協議会（以下「協議会」という。）の規約第 2 6 条第 1 項第 6 号の規定により、工事等を請負により施行するため必要な事項を定める。

（契約の方法）

第 2 条 工事等の請負契約は、一般競争入札又は指名競争入札により締結するものとする。ただし、第 21 条の規定により随意契約とすることができる。

第 1 節 一般競争入札
（入札参加者の資格）

第 3 条 会長は、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めたときは、同条第 2 項の規定により、資格基準並びに登録に必要な申請の時期及び方法を公示しなければならない。

2 前項の資格を定めたときは、その定めるところにより一般競争入札参加資格審査申請書を提出させ、その者が当該資格を有するかどうか審査しなければならない。

3 会長は、前項の審査により資格を有すると認められる者の名簿を作成するものとする。

（入札の公告）

第 4 条 会長は、一般競争入札に付そうとするときは、その入札期日前 10 日までに公告しなければならない。ただし、急を要する場合においては、その期間を短縮することができる。

2 前項の公告は、次の掲げる事項について行うものとする。

- (1) 入札に付する事項
- (2) 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
- (3) 契約条項を示す場所及び日時に関する事項
- (4) 入札を執行する場所及び日時に関する事項
- (5) 入札保証金及び契約保証金に関する事項
- (6) 前金払又は部分払をしようとするときは、その旨及び方法に関する事項
- (7) 予定価格
- (8) 最低限度価格を定めようとするときは、最低制限価格およびその旨に関する事項
- (9) 入札無効に関する事項
- (10) 郵便等による入札の可否に関する事項
- (11) その他入札について必要な事項

（入札保証金の額）

第 5 条 入札保証金の額は、一般競争入札に参加しようとする者の見積もる契約金額の 100 分の 5 に相当する額以上の額（単価による入札の場合にあっては、そのつど会長が定める額）とする。

（入札保証金の納付）

第 6 条 前条に規定する入札保証金は、現金による納付の外、次に掲げる担保の提供をもって代えることができる。

- (1) 国債、地方債その他国又は地方公共団体の保証のある債券
 - (2) 会長が確実と認める金融機関の支払保証のある小切手
 - (3) 会長が確実と認める金融機関に対する定期貯金債券
 - (4) 会長が確実と認める金融機関の保証
 - (5) その他会長が確実と認める有価証券
- 2 会長は、前項第 3 号の定期貯金債券を入札保証金に代わる担保として提供させるときは、当該債権に質権を設定させ、当該債権に係る証書及び当該債権に係る債務者である金融機関の承諾を証する確定日付のある書面を提出させなければならない。
- 3 会長は、第 1 項第 4 号の金融機関の保証を入札保証金に代わる担保として提供させるときは、当該保証を証する書面を提出させ、その提出を受けたときは、遅滞なく、当該保証をした金融機関との間に保証契約を締結しなければならない。
- 4 第 1 項に定める担保の価値は、国債、地方債、小切手及び定期貯金債権にあっては額面金額又は券面金額、その他の債券にあっては額面金額又は登録金額（発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは発行価額）の 10 分の 8 に相当する金額、金融機関の保証にあってはその保証する金額によるものとする。

（入札保証金の納付の免除）

第 7 条 会長は、次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札に係る入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 入札に参加しようとする者が、保険会社との間に協議会を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
- (2) 入札に付す場合において、会長が定めた資格を有する者で、過去 2 年間に国（公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と、当該入札に係る契約と種類をほぼ同じくし、かつ、規模が同等以上である契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行したものについて、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (3) 入札に参加しようとする者が、国（公社及び公団を含む。）又は他の地方公共団体であるとき。

(4) 前3号に定めるものの外、特に入札保証金を徴する必要がないと会長が認めたとき。

(入札保証金の還付)

第8条 入札保証金は、落札者以外の者に対しては落札者が決定した後、落札者に対しては契約を締結した後に還付する。ただし、落札者の納付に係る入札保証金については、その全部又は一部を当該落札者から申し出があったときは契約保証金の全部又は一部に充当することができる。

2 入札保証金には利子を付けない。

3 落札者が契約を締結しないときは、その者にかかる入札保証金は協議会に帰属する。

(予定価格)

第9条 会長は、一般競争入札に付そうとするときは、その事項の価格を当該事項に関する仕様書、設計書等によって予定し、その予定価格を記載した書面を第4条第1項に規定する日から入札を執行する日まで事務所の掲示場に掲示するものとする。

2 前項の場合において、最低制限価格を定めたときは、予定価格に当該最低制限価格を併記するものとする。

3 予定価格は、一般競争入札に付する事項の価格の総額について定めなければならない。ただし、一定期間継続して行う契約の場合においては、単価についてその予定価格を定めることができる。

4 予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多少、履行期間の長短等を考慮して定めなければならない。

(最低価格の入札者以外の者を落札者としてすることができる場合)

第10条 会長は、一般競争入札により工事等の請負の契約を締結しようとする場合において、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者の当該申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めたとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認めるときは、幹事会の承認を求めその者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者としてすることができる。

2 会長は、一般競争入札により工事等の請負の契約を締結しようとする場合において、当該契約の内容に適合した履行を確保するため特に必要があると認めるときは、予め最低制限価格を設けて、予定価格の制限の範囲内で最低の価

格をもって申込みをした者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者としてすることができる。

(入札の方法)

第11条 一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札者」という。）は、入札件名を記載した封筒に入札書を封入し、これを指定の日時に入札箱に投入しなければならない。ただし、入札執行者及び入札者の立会のうえ執行される入札においては、入札件名を記載した封筒は省略することができる。

2 代理人により入札をしようとするときは、代理人は、入札前に委任状を入札執行者に提出しなければならない。この場合において、当該代理人は、同一の入札について、2人以上の入札者の代理人となることができない。

3 入札者及び代理人は、既に提出した入札書を書き換え、引き替え、又は撤回することができない。

4 郵便による入札を認める一般競争入札において、一般競争入札に参加しようとする者から第1項の入札書の郵送があったときは、入札執行者は、指定の日時までに到着したものに限りこれを受理するものとする。

5 入札書の郵送をしようとする者は、封書の表に「入札書」と朱書し、入札保証金及びその還付に要する郵送料に相当する金額の現金又は郵便為替を同封し、書留郵便で送付しなければならない。

(入札の無効)

第12条 次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

(1) 入札参加の資格のない者がした入札

(2) 協議会所定の用紙を用いない者のした入札

(3) 委任状を提出しない代理人のした入札

(4) 入札書記載の金額を加除訂正した入札

(5) 入札保証金又は保証金に代わる担保を納付又は提供しない者又は不足する者のした入札

(6) 見積内訳書を持参しない者のした入札

(7) 入札書記載の金額、氏名、押印その他入札要件の記載が確認できない入札

(8) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札

(9) 同一入札について、他人の代理を兼ねた、又は2通以上の入札書を提出した者のした入札

(10) 談合その他不正の行為があったと認められる入札

(11) その他入札に関する条件に違反した入札

（開 札）

第13条 会長は、監事の立会いのもとに入札書を開札する。

2 開札は、公開で行なうものとする。ただし、秩序の維持に支障があると認めるときは、入札者に退場を求めることができる。

3 会長は、入札書を一括して保管しなければならない。

（落札者の決定）

第14条 落札者は、入札額が落札予定価格の制限の範囲内の価格で、最低価格の入札者とする。ただし、第10条第2項の規定を適用する場合は、この限りでない。

2 落札となるべき同価額の入札をした者が2人以上あるときは、直ちにくじをもって落札者を定める。

（再度の入札）

第15条 会長は、一般競争入札に付して落札者がいないときは、入札の条件を変更して再度第4条第1項の手続を行うものとする。ただし、この場合、落札しなかった一般競争入札の参加者は、再度の入札には参加できないものとする。

（落札の通知）

第16条 会長は、一般競争入札において落札者を決定したときは、速やかにその旨を当該落札者に通知するものとする。

（落札の取消し）

第17条 会長は、落札者が次の各号の一に該当すると認めるときは、落札を取り消すことができる。

- (1) 落札決定の日から10日以内に契約を締結しないとき。
- (2) 入札の際不正があったと認められるとき。
- (3) 入札資格に欠け、又は欠けたことを発見したとき。

第2節 指名競争入札

（指名願の提出）

第18条 会長は、工事等の種類、性質、工期等を勘案し、幹事会に諮り広く適任の請負業者を選定し、指名願を提出させなければならない。

2 前項の指名願には、次の書類を添付させるものとする。

- (1) 業者の資格を表わす登記簿謄本
- (2) 建設業等業者登録証明
- (3) 経営事項審査結果通知書の写し及び経営規模等総括表
- (4) 建設業等退職金共済組合等の加入証明書の写し

(5) 工事等経歴書及び実績調書

(6) 技術者名簿及び経歴書

(7) 機械設備等の概要

(8) 法人税、市町村民税等の納税証明（前年度分）

(9) 消費税の納税証明

(10) その他必要とする書類

（入札者の指名）

第19条 会長は、指名競争入札に付そうとするときは、幹事会に諮りその資格を有する者のうちから5人以上の入札参加者を指名するものとする。ただし、特別の事情があるときは、指名する入札参加者の数を5人未満とすることができる。

2 前項の場合においては、第4条第2項第1号および第3号から第11号までに掲げる事項を、その指名する入札参加者に通知しなければならない。

3 設計金額が1件130万円未満の工事等の入札については、前2項の規定にかかわらず、会長は適当と認めるものを選定し、指名することができる。

4 会長は、第1項で指名した者を草津市役所の掲示場に掲示するものとする。

（一般競争入札に関する基準の準用）

第20条 第5条から第17条までの規定は、指名競争入札の場合について準用する。この場合において、一般競争入札とあるのは指名競争入札と読み替えるものとする。

第3節 随意契約

（随意契約）

第21条 次の各号の一に該当する場合は、競争入札によらないで随意契約によることができる。

- (1) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
- (2) 競争入札に付することが不利と認められるとき。
- (3) 再入札に付しても落札者がいないとき。
- (4) 時価に比して、著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。
- (5) 落札者が契約を締結しないとき。
- (6) 草津市に委託するとき。

2 会長は、随意契約をしようとするときは、幹事会の意見を聞いてなるべく3人以上の者から見積書を徴するものとする。ただし、特別の事情のある場合には、この限りではない。

第 4 節 契約の締結

（契約の締結）

第 22 条 会長は、落札者が決定したときは、その旨を落札者に通知し、10 日以内に落札者と工事等請負に関する契約を締結しなければならない。

（契約書の省略）

第 23 条 契約金額が 30 万円未満のときは、契約書の作成を省略することができ、この場合は請書を徴するものとする。

（関係図書の提出）

第 24 条 会長は、契約の締結を了したときは、その日から 15 日以内に、施工計画書及び工事等の工程表その他の必要書類を提出させなければならない。ただし、30 万円以下の工事等で幹事会でその必要がないと認めたときは、この限りでない。

2 会長は、工事等の工程表について、官公署の許認可事項又は施行上の都合、若しくは工期等の関係上不適当と認めたときは、請負業者と協議し、工事等の施行に支障のないよう修正させるものとする。

3 会長は、契約後速やかに着手届を提出させなければならない。

（契約の履行）

第 25 条 会長は、請負業者に、工事等請負契約書に定めた事項を忠実に履行させなければならない。

（契約保証金）

第 26 条 会長は、契約の相手方をして契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金又は第 6 条第 1 項の各号に掲げる担保を納付又は提供させなければならない。

2 契約保証金又はこれに代わる担保は、当該契約の履行後還付する。

3 契約保証金には利子は付けない。

4 会長は、契約者が保険会社との間に協議会を被保険者とする履行保証保険契約を締結したときは、第 1 項の規定にかかわらず契約保証金又はこれに代わる担保の全部若しくは一部を納付又は提出させないことができる。

（会長への委任）

第 27 条 この規程に規定するものの外、工事請負に必要な事項は、幹事会に諮り会長が定めるものとする。

2 工事等の施行が急施を要し、前項により幹事会に諮るいとまがないとき、又は軽易な事項については、事務局長の意見を聞いて、会長が定めることができるものとする。

3 この規程に規定するものの内、工事請負について省略すべき事項が生じた場

合は、会長が幹事会の意見を聞いて処理するものとする。

附 則

この規程は、平成 2 1 年 2 月 1 日から施行する。

議第 2 号

役員の選任について

草津市地域公共交通活性化再生協議会規約第 10 条の規定に基づき、監事 2 名を委員の互選により選出する。

平成 21 年 1 月 19 日

草津市地域公共交通活性化再生協議会
会 長 山 岡 晶 子

草津市地域公共交通総合連携計画（素案）
ーマスタープラン編ー

中間報告

平成21年1月19日

草津市地域公共交通総合連携計画（素案）－マスタープラン編－ 中間報告 目次－

1. 調査の目的と流れ	
1-1. 調査の背景と目的	1-1
1-2. 検討フロー	1-2
2. 草津市の現況及び動向	
2-1. 社会経済環境の状況	2-1
1) 人口等の状況	2-1
①人口・世帯数の推移	2-1
②年齢別人口	2-2
③区域別・町丁目別人口	2-3
④通勤・通学の流動状況	2-9
2) 産業の状況	2-10
①事業所	2-10
②工業	2-11
③商業	2-12
3) 都市計画	2-14
1-2. 公共交通の状況	2-15
1) 鉄道の利用状況	2-15
2) バスの路線網と利用状況	2-16
3) 空白地・不便地の状況	2-18
4) バス運行における問題点等	2-25
1-3. 交通流動状況	2-26
1) 人の移動状況	2-26
2) 道路交通量と混雑状況	2-27
3. 上位・関連計画等の整理	
3-1. 県の計画	3-1
3-2. 市の計画	3-4
4. 草津市における公共交通活性化の方針	
4-1. 草津市地域公共交通活性化再生協議会での検討経緯と意見概要	4-1
4-2. 公共交通活性化の目標設定	4-4
4-3. 公共交通ネットワークの形成方針	4-6
4-4. 公共交通活性化の対策方針（案）	4-8
4-5. 公共交通活性化の対策実施に向けて	4-9

1. 調査の目的と流れ

1-1. 調査の背景と目的

草津市は、琵琶湖の湖南地域に位置し、古くから東海道、中山道の分岐点を擁する「交通の要衝」として栄えた歴史を持っています。現在、JR 東海道本線並びに国道1号、同バイパス、主要地方道大津湖南幹線等の国土広域幹線軸が南北に縦走するとともに名神高速道路草津 JCT の立地等により、大企業・大学の立地とともに沿道利便施設の開発が盛んに進められています。また、将来にわたって人口増加が見込まれる地域とされており、モータリゼーションの進展とともに慢性的な交通渋滞ならびに公共交通の脆弱化の問題が顕在化しており、その対策が急務とされています。

JR 東海道本線と草津線の結節点である草津駅は、京阪神への通勤拠点となっており、乗降客数は5万5千人（県下1位）です。また、H6開業の南草津駅は、乗降客4.3万人（県下3位）と多く、琵琶湖文化ゾーン（大学・病院等）や大手企業工場等への玄関口として県新交通システム構想とも連動した重要な交通結節点として位置づけられており、さらに大規模商業施設の立地による大幅なバス増便がなされ、新快速電車停車の実現が要望されています。

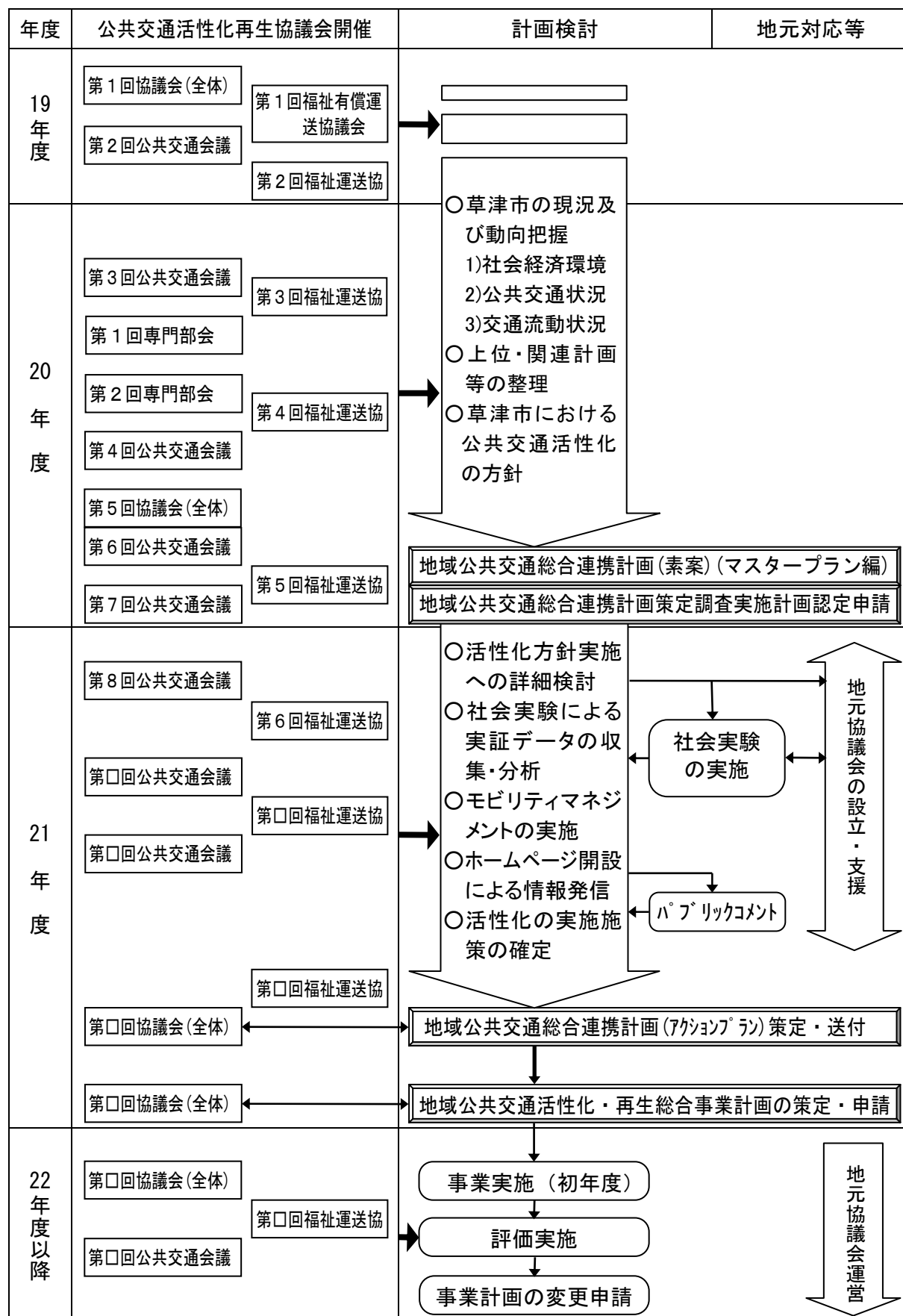
この2駅を起点（ターミナル）として本市内のバス交通網は放射状に形成されており、民間バス事業者3社による路線バス運行が行われていますが、公共交通空白地等がある地域自治会等からは生活交通の確保の強い要望が提出されています。また、本市に車庫を置くタクシー事業者は3社あり、介護タクシー事業者は5社、その他訪問介護事業所等の特定旅客運送事業者は6社あります。

このような多様な公共交通においてそれぞれ諸問題をかかえるなか、公共交通事業者、交通政策行政のみでは解決できない状況にあって、商業施設や企業、住民等と連携して効果的な対策を見いだすとともに総合的なTDMを実施していく必要があります。また、昭和40年代から50年代にかけて市街地周辺部において京阪神のベッドタウンとしての住宅開発が盛んに行われた経過から、住民の多勢を占める団塊の世代の高齢化に伴い、交通弱者の急激な増加が予測されています。

よって、今回、バス路線網の再構築を中心とするなか、タクシー利用や福祉有償運送等とも有機的に連携した総合的な公共交通ネットワークの望ましい姿を示すとともに、公共交通弱者の生活交通確保や地域の活性化などを図ることを目的として「地域公共交通総合連携計画」の策定を行うものとします。

1-2. 調査・事業実施の流れ

調査および今後の事業実施にかかる流れ（フロー）の概要は、以下のとおりです。



2. 草津市の現況及び動向

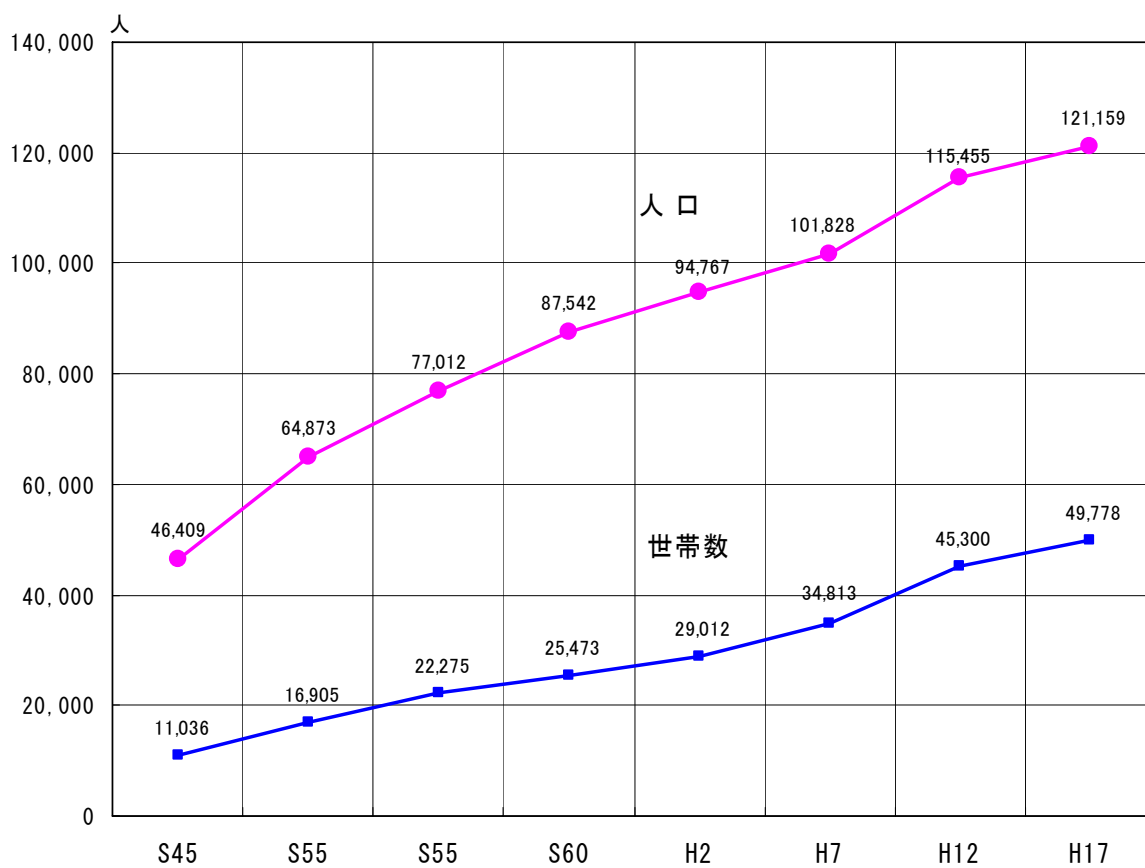
2-1. 社会経済環境の状況

1) 人口等の状況

①人口・世帯数の推移

平成17年国勢調査による草津市の人口は121,159人、世帯数は49,778世帯です。昭和45年以降、人口・世帯数ともに一貫して増加を続けています。平成12年から17年の人口の伸び率は4.9%で平成7年から12年の伸び率13.4%は下回るものの滋賀県の平均値を上回っています。近隣の大津市、守山市、栗東市についても同様に人口の増加傾向が続いています。

人口・世帯数の推移



資料：国勢調査

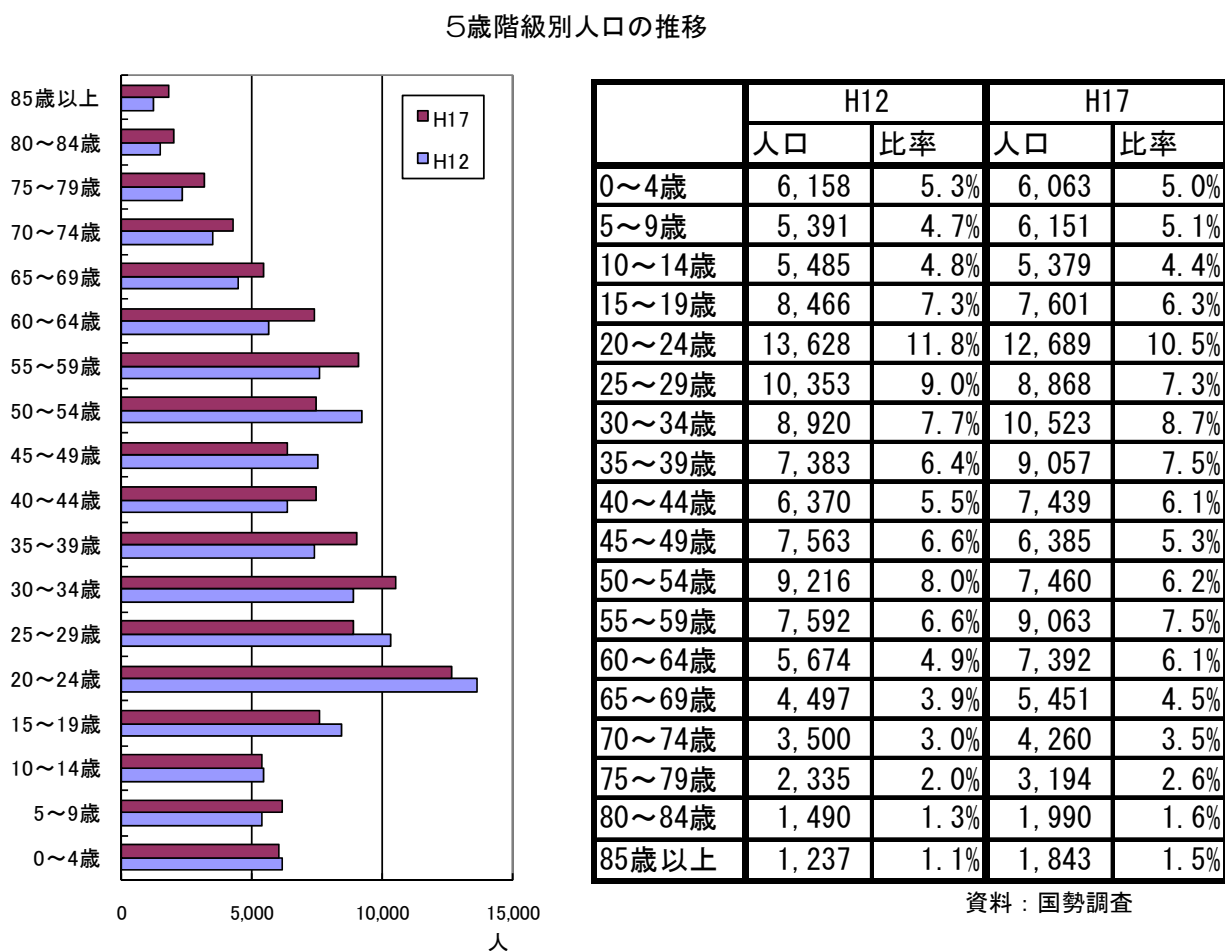
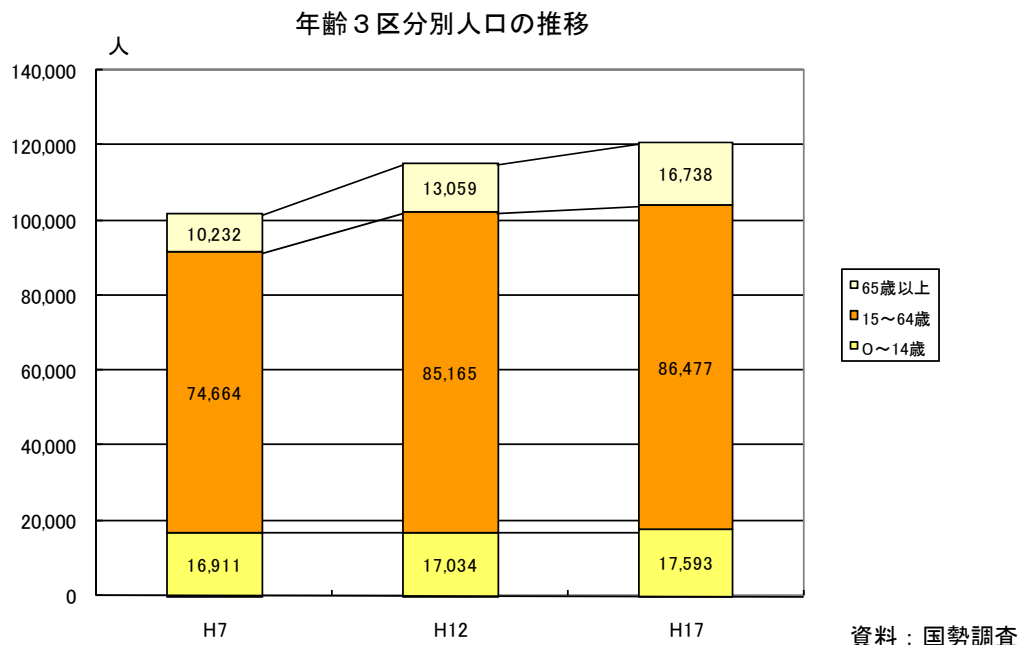
近隣市の人口推移

	H7	H12	H17	H12/H7	H17/H12
草津市	101,828	115,455	121,159	113.4%	104.9%
大津市	276,332	288,240	301,672	104.3%	104.7%
守山市	61,859	65,542	70,823	106.0%	108.1%
栗東市	48,759	54,856	59,869	112.5%	109.1%
滋賀県	1,287,005	1,342,832	1,380,361	104.3%	102.8%

②年齢別人口

年齢3区分別人口の推移をみると老年人口（65歳以上）の増加が進行している半面、年少人口（15歳未満）については微増にとどまっています。

5歳階級別人口は、30～44歳及び55歳以上の年齢層で増加している一方、15歳～29歳の若年層の減少が目立っています。



③区域別・町丁目別人口

草津市の人口を中心市街地、中心市街地を除いた市街化区域（拡大区域をおおむね含む）、市街化調整区域に区分、およびＪＲ線の東西に区分して推移をみると、下表のとおりです。平成２０年には、中心市街地に３５,１１９人（全市の３０％）、市街化区域（中心市街地除く）に５９,６６３人（全市の５０％）、市街化調整区域に２４,０５６人（全市の２０％）となっています。それを１５年と比べると、市街化区域（中心市街地除く）と市街化調整区域では微増ですが、中心市街地では約３,６００人増の１１.５％という高い伸びを示しています。

また、ＪＲの東西で分けてみると、西側では微増ですが、東側では５,０００人余り増えており、特に、東側の中心市街地において３,０００人強、比率で１７.１％と大きく増えています。

草津市の区域別人口と推移

	平成15年					平成20年					20年／15年増減			
	合計		65歳以上			合計		65歳以上			人数 (人)	比率 (%)	20年／15年増減	
		縦構成比率		75以上			縦構成比率		75以上				65以上	75以上
全市合計	113,169	100%	100%	14,789	5,939	118,838	100%	100%	19,255	7,971	5,669	5.0	30.2	34.2
(横構成比率)	100%			13%	5%	100%			16%	7%				
中心市街地合計	31,491	28%		4,000	1,621	35,119	30%		5,210	2,184	3,628	11.5	30.3	34.7
	100%			13%	5%	100%			15%	6%				
市街化区域合計 (中心市街地除く)	58,076	51%		6,678	2,503	59,663	50%		9,193	3,501	1,587	2.7	37.7	39.9
	100%			11%	4%	100%			15%	6%				
調整区域合計	23,602	21%		4,111	1,815	24,056	20%		4,852	2,286	454	1.9	18.0	26.0
	100%			17%	8%	100%			20%	10%				
JRより東側計	51,818	100%	46%	6,212	2,521	56,860	100%	48%	8,145	3,397	5,042	9.7	31.1	34.7
(横構成比率)	100%			12%	5%	100%			14%	6%				
中心市街地計	18,538	36%		2,602	1,081	21,716	38%		3,345	1,455	3,178	17.1	28.6	34.6
	100%			14%	6%	100%			15%	7%				
市街化区域計 (中心市街地除く)	30,722	59%		3,138	1,178	32,305	57%		4,291	1,640	1,583	5.2	36.7	39.2
	100%			10%	4%	100%			13%	5%				
調整区域計	2,558	5%		472	262	2,839	5%		509	302	281	11.0	7.8	15.3
	100%			18%	10%	100%			18%	11%				
JRより西側計	61,351	100%	54%	8,577	3,418	61,978	100%	52%	11,110	4,574	627	1.0	29.5	33.8
(横構成比率)	100%			14%	6%	100%			18%	7%				
中心市街地計	12,953	21%		1,398	540	13,403	22%		1,865	729	450	3.5	33.4	35.0
	100%			11%	4%	100%			14%	5%				
市街化区域計 (中心市街地除く)	27,354	45%		3,540	1,325	27,358	44%		4,902	1,861	4	0.0	38.5	40.5
	100%			13%	5%	100%			18%	7%				
調整区域計	21,044	34%		3,639	1,553	21,217	34%		4,343	1,984	173	0.8	19.3	27.8
	100%			17%	7%	100%			20%	9%				

※市街化区域には、拡大区域をおおむね含む。

全人口分布図

65歳以上人口分布図

75歳以上人口分布図

草津市の区域別・町丁目別人口（推移）

（下記色の凡例） 中心市街地 市街化区域（中心市街地除く） 調整区域

町丁目名		平成15年			平成20年			20／15年増減比		
		合計	65歳以上	内75以上	合計	65歳以上	内75以上	合計 (%)	65歳以上 (%)	内75以上
JR線より西側	下物町	648	148	62	628	161	80	▲ 3.1	8.8	29.0
	芦浦町	690	93	47	759	119	56	10.0	28.0	19.1
	長束町	189	31	15	176	34	14	▲ 6.9	9.7	▲ 6.7
	下寺町	409	82	34	400	96	44	▲ 2.2	17.1	29.4
	片岡町	719	120	44	677	135	67	▲ 5.8	12.5	52.3
	上寺町	226	50	22	231	49	26	2.2	▲ 2.0	18.2
	志那中町	820	157	69	789	174	85	▲ 3.8	10.8	23.2
	穴村町	471	78	37	458	92	40	▲ 2.8	17.9	8.1
	新堂町	251	39	18	230	51	22	▲ 8.4	30.8	22.2
	駒井沢町	955	105	57	910	135	57	▲ 4.7	28.6	0.0
	志那町	951	171	77	892	183	89	▲ 6.2	7.0	15.6
	北大萱町	344	67	22	313	75	25	▲ 9.0	11.9	13.6
	集町	308	57	24	349	66	31	13.3	15.8	29.2
	川原町	37	4	1	41	7	2	10.8	75.0	100.0
	平井町	4	1	1	6	0	0	50.0	▲ 100.0	▲ 100.0
	川原1丁目	468	51	22	446	67	19	▲ 4.7	31.4	▲ 13.6
	川原2丁目	463	58	26	492	91	36	6.3	56.9	38.5
	川原3丁目	175	36	12	222	31	17	26.9	▲ 13.9	41.7
	川原4丁目	85	10	3	96	18	4	12.9	80.0	33.3
	平井1丁目	1,174	114	36	1,135	164	53	▲ 3.3	43.9	47.2
	平井2丁目	788	68	27	813	102	41	3.2	50.0	51.9
	平井3丁目	476	71	36	434	81	34	▲ 8.8	14.1	▲ 5.6
	平井4丁目	769	68	20	747	102	35	▲ 2.9	50.0	75.0
	平井5丁目	1,457	140	47	1,387	187	71	▲ 4.8	33.6	51.1
	平井6丁目	355	45	23	322	64	29	▲ 9.3	42.2	26.1
	下笠町	3,202	591	267	3,096	674	327	▲ 3.3	14.0	22.5
	上笠町	0	0	0	0	0	0			
	上笠1丁目	562	126	68	551	151	93	▲ 2.0	19.8	36.8
	上笠2丁目	1,450	222	75	1,388	316	111	▲ 4.3	42.3	48.0
	上笠3丁目	1,226	221	97	1,168	306	117	▲ 4.7	38.5	20.6
	上笠4丁目	1,334	208	82	1,390	351	133	4.2	68.8	62.2
	上笠5丁目	169	18	7	165	26	10	▲ 2.4	44.4	42.9
	野村1丁目	966	95	28	970	119	48	0.4	25.3	71.4
	野村2丁目	819	122	49	942	179	61	15.0	46.7	24.5
	野村3丁目	569	92	36	534	128	52	▲ 6.2	39.1	44.4
	野村4丁目	749	127	39	691	161	65	▲ 7.7	26.8	66.7
	野村5丁目	1,317	154	56	1,287	231	89	▲ 2.3	50.0	58.9
	野村6丁目	853	86	41	866	120	56	1.5	39.5	36.6
	野村7丁目	370	65	31	454	72	44	22.7	10.8	41.9
	野村8丁目	423	36	18	414	43	13	▲ 2.1	19.4	▲ 27.8
	西渋川1丁目	2,158	230	103	2,377	305	139	10.1	32.6	35.0
	西渋川2丁目	2,099	149	59	1,978	246	83	▲ 5.8	65.1	40.7
	西大路町	4,158	400	140	3,892	469	170	▲ 6.4	17.3	21.4
	北山田町	1,918	370	152	1,854	429	216	▲ 3.3	15.9	42.1
	木川町	4,521	727	249	4,552	946	345	0.7	30.1	38.6
草津町	3,045	311	111	3,032	436	159	▲ 0.4	40.2	43.2	
西草津1丁目	654	90	38	689	118	50	5.4	31.1	31.6	
西草津2丁目	342	59	22	321	85	30	▲ 6.1	44.1	36.4	
山田町	453	93	42	437	109	62	▲ 3.5	17.2	47.6	
南山田町	1,525	315	147	1,549	364	177	1.6	15.6	20.4	
御倉町	181	44	22	185	43	25	2.2	▲ 2.3	13.6	
西矢倉1丁目	0	0	0	0	0	0				
西矢倉2丁目	465	41	10	438	58	15	▲ 5.8	41.5	50.0	
西矢倉3丁目	1,461	175	68	1,737	271	105	18.9	54.9	54.4	
野路町(西)中心市街	1,135	133	58	1,355	181	76	19.4	36.1	31.0	
橋岡町市街	757	89	39	903	121	51	19.3	36.0	30.8	
矢橋町市街	1,627	191	76	1,719	256	98	5.7	34.0	28.9	
調区	1,976	286	93	1,933	392	150	▲ 2.2	37.1	61.3	
新浜町	2,965	428	140	2,900	588	224	▲ 2.2	37.4	60.0	
南笠町	1,508	195	79	1,796	263	96	19.1	34.9	21.5	
JRより西側計	61,351	8,577	3,418	61,978	11,110	4,574	1.0	29.5	33.8	
	100%	14.0%	5.6%	100%	17.9%	7.4%				
中心市街地計	12,953	1,398	540	13,403	1,865	729	3.5	33.4	35.0	
	100%	10.8%	4.2%	100%	13.9%	5.4%				
市街化区域計 (中心市街地除く)	27,354	3,540	1,325	27,358	4,902	1,861	0.0	38.5	40.5	
	100%	12.9%	4.8%	100%	17.9%	6.8%				
調整区域計	21,044	3,639	1,553	21,217	4,343	1,984	0.8	19.3	27.8	
	100%	17.3%	7.4%	100%	20.5%	9.4%				

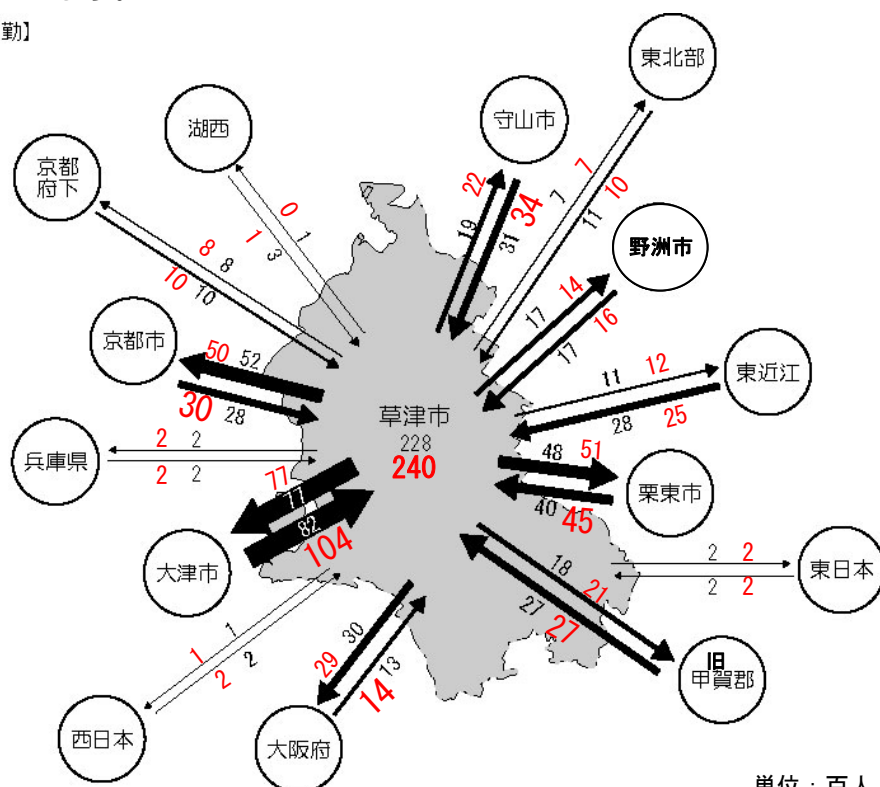
町丁目名		平成15年			平成20年			20／15年増減比		
		合計	65歳以上	内75以上	合計	65歳以上	内75以上	合計 (%)	65歳以上 (%)	内75以上
J R 線 よ り 東 側	渋川1丁目	1,263	139	50	1,255	175	72	▲ 0.6	25.9	44.0
	渋川2丁目	824	78	31	880	93	42	6.8	19.2	35.5
	若竹町	1,240	132	50	1,279	172	68	3.1	30.3	36.0
	大路1丁目	1,288	207	103	1,975	284	131	53.3	37.2	27.2
	大路2丁目	714	145	74	2,169	229	107	203.8	57.9	44.6
	大路3丁目	795	93	39	863	114	52	8.6	22.6	33.3
	草津1丁目	1,031	240	103	1,012	272	130	▲ 1.8	13.3	26.2
	草津2丁目	1,515	299	123	1,406	309	135	▲ 7.2	3.3	9.8
	草津3丁目	939	249	118	839	254	142	▲ 10.6	2.0	20.3
	草津4丁目	885	135	54	840	158	71	▲ 5.1	17.0	31.5
	東草津1丁目	759	134	40	740	160	65	▲ 2.5	19.4	62.5
	東草津2丁目	759	63	26	857	94	25	12.9	49.2	▲ 3.8
	東草津3丁目	774	79	21	861	101	38	11.2	27.8	81.0
	東草津4丁目	21	0	0	31	1	1	47.6		
	青地町	4,197	462	167	4,566	619	233	8.8	34.0	39.5
	山寺町	895	245	165	948	257	175	5.9	4.9	6.1
	岡本町	1,013	120	52	1,185	137	73	17.0	14.2	40.4
	馬場町	615	107	45	646	115	54	5.0	7.5	20.0
	矢倉1丁目	632	98	40	607	125	47	▲ 4.0	27.6	17.5
	矢倉2丁目	597	94	43	643	101	57	7.7	7.4	32.6
	東矢倉1丁目	654	109	43	742	131	52	13.5	20.2	20.9
	東矢倉2丁目	1,855	263	78	1,895	392	129	2.2	49.0	65.4
	東矢倉3丁目	1,823	225	115	1,743	324	132	▲ 4.4	44.0	14.8
	東矢倉4丁目	827	54	16	799	93	28	▲ 3.4	72.2	75.0
	追分町	4,599	417	138	5,716	606	205	24.3	45.3	48.6
	若草1丁目	379	36	10	354	51	28	▲ 6.6	41.7	180.0
	若草2丁目	384	32	11	361	54	26	▲ 6.0	68.8	136.4
	若草3丁目	327	37	10	304	51	24	▲ 7.0	37.8	140.0
	若草4丁目	356	48	27	341	60	31	▲ 4.2	25.0	14.8
	若草5丁目	285	36	11	265	46	17	▲ 7.0	27.8	54.5
	若草6丁目	475	61	18	417	77	34	▲ 12.2	26.2	88.9
	若草7丁目	335	31	13	299	41	15	▲ 10.7	32.3	15.4
	若草8丁目	315	24	9	290	27	14	▲ 7.9	12.5	55.6
	野路1丁目	1,968	101	37	2,480	178	84	26.0	76.2	127.0
	野路町(東)中心	3,784	446	192	4,517	603	254	19.4	35.2	32.3
	市街	1,892	223	96	2,259	301	127	19.4	35.0	32.3
	桜ヶ丘1丁目	586	81	28	515	129	34	▲ 12.1	59.3	21.4
	桜ヶ丘2丁目	278	21	10	255	26	13	▲ 8.3	23.8	30.0
	桜ヶ丘3丁目	497	59	21	420	107	26	▲ 15.5	81.4	23.8
	桜ヶ丘4丁目	682	76	40	632	107	51	▲ 7.3	40.8	27.5
	桜ヶ丘5丁目	246	43	16	223	60	19	▲ 9.3	39.5	18.8
	野路東1丁目	1	0	0	0	0	0	▲ 100.0		
	野路東2丁目	113	0	0	103	0	0	▲ 8.8		
	野路東3丁目	285	1	1	272	3	0	▲ 4.6	200.0	▲ 100.0
	南笠東1丁目	729	85	37	802	120	45	10.0	41.2	21.6
	南笠東2丁目	580	76	24	587	104	39	1.2	36.8	62.5
	南笠東3丁目	994	155	57	973	205	84	▲ 2.1	32.3	47.4
	南笠東4丁目	328	34	9	358	43	12	9.1	26.5	33.3
	笠山1丁目	595	55	24	582	60	19	▲ 2.2	9.1	▲ 20.8
	笠山2丁目	757	50	18	761	75	25	0.5	50.0	38.9
笠山3丁目	916	41	16	891	60	22	▲ 2.7	46.3	37.5	
笠山4丁目	715	39	8	680	49	22	▲ 4.9	25.6	175.0	
笠山5丁目	1,431	49	15	1,338	82	26	▲ 6.5	67.3	73.3	
笠山6丁目	811	85	29	874	108	42	7.8	27.1	44.8	
笠山7丁目	225	0	0	150	2	0	▲ 33.3			
笠山8丁目	35	0	0	60	0	0	71.4			
JRより東側計	51,818	6,212	2,521	56,860	8,145	3,397	9.7	31.1	34.7	
	100%	12.0%	4.9%	100%	14.3%	6.0%				
中心市街地計	18,538	2,602	1,081	21,716	3,345	1,455	17.1	28.6	34.6	
	100%	14.0%	5.8%	100%	15.4%	6.7%				
市街化区域計 (中心市街地除く)	30,722	3,138	1,178	32,305	4,291	1,640	5.2	36.7	39.2	
	100%	10.2%	3.8%	100%	13.3%	5.1%				
調整区域計	2,558	472	262	2,839	509	302	11.0	7.8	15.3	
	100%	18.5%	10.2%	100%	17.9%	10.6%				
全市合計	113,169	14,789	5,939	118,838	19,255	7,971	5.0	30.2	34.2	
	100%	13.1%	5.2%	100%	16.2%	6.7%				
中心市街地合計	31,491	4,000	1,621	35,119	5,210	2,184	11.5	30.3	34.7	
	100%	12.7%	5.1%	100%	14.8%	6.2%				
市街化区域合計 (中心市街地除く)	58,076	6,678	2,503	59,663	9,193	3,501	2.7	37.7	39.9	
	100%	11.5%	4.3%	100%	15.4%	5.9%				
調整区域合計	23,602	4,111	1,815	24,056	4,852	2,286	1.9	18.0	26.0	
	100%	17.4%	7.7%	100%	20.2%	9.5%				

⑤通勤・通学の流動状況

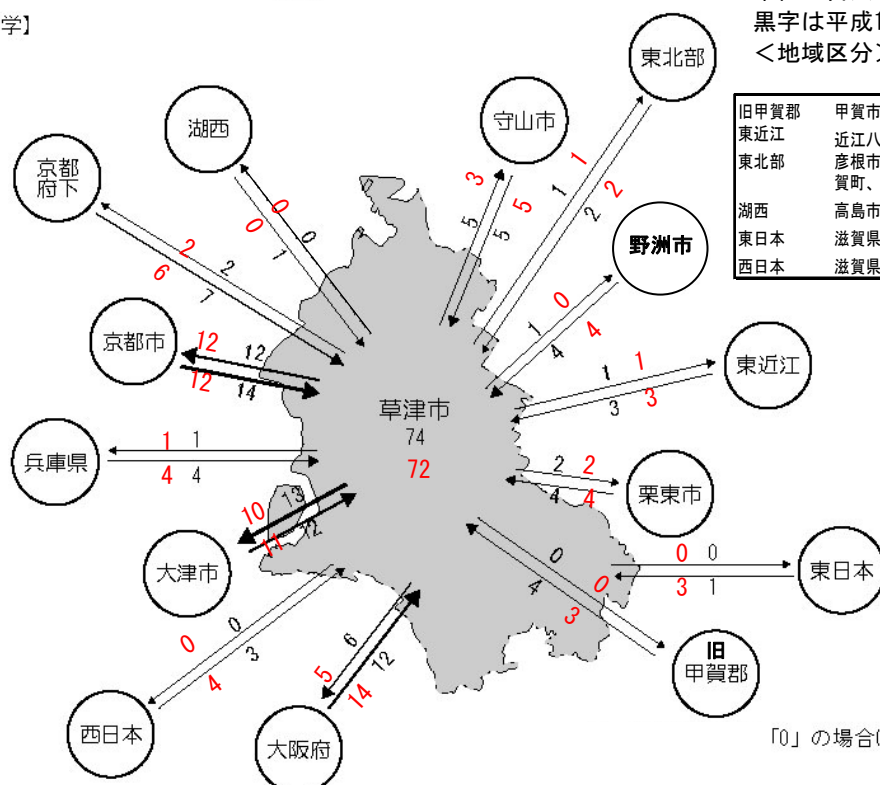
(平成12年・17年国勢調査より)

草津市内へ通う市外からの通勤者は、平成17年で大津市が10,400人と最も多く、次いで栗東市が4,500人、守山市が3,400人、京都市が3,000人です。12年と比べると、大津市から2,200人も増えており、栗東市から500人、京都市から200人増えています。一方、京都市や大阪府の大都市への通勤者は若干減少しています。草津市内に住んでいて草津市内に通勤する人は、平成17年で24,000人おり、12年に比べて1,200人増えています。

【通 勤】



【通 学】



単位: 百人

黒字は平成12年、赤字は平成17年の値

<地域区分>

旧甲賀郡	甲賀市、湖南市
東近江	近江八幡市、東近江市、安土町、日野町、竜王町
東北部	彦根市、長浜市、米原市、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町、湖北町、高月町、木之本町
湖西	高島市
東日本	滋賀県以东
西日本	滋賀県以西

「0」の場合は破線

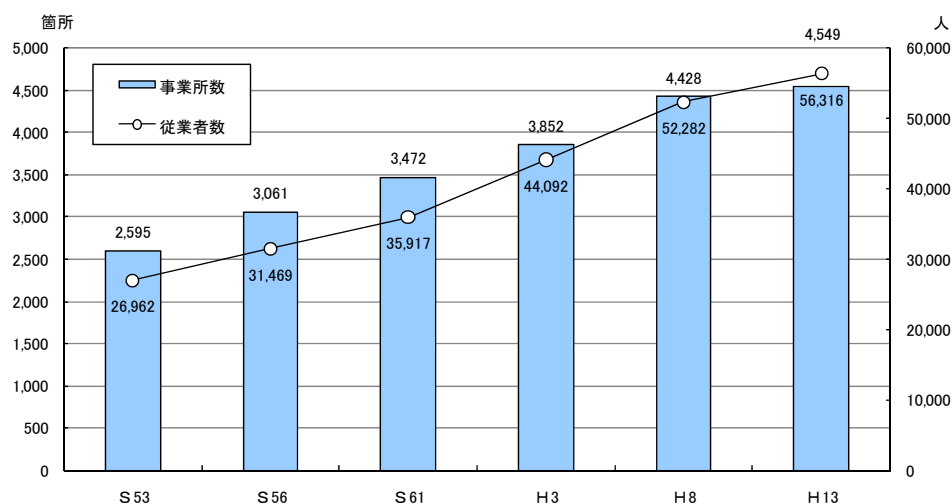
2) 産業の状況

①事業所

事業所統計調査によると草津市の事業所は約4,500箇所、従業員は約55,000人余りで、増加傾向が続いています。

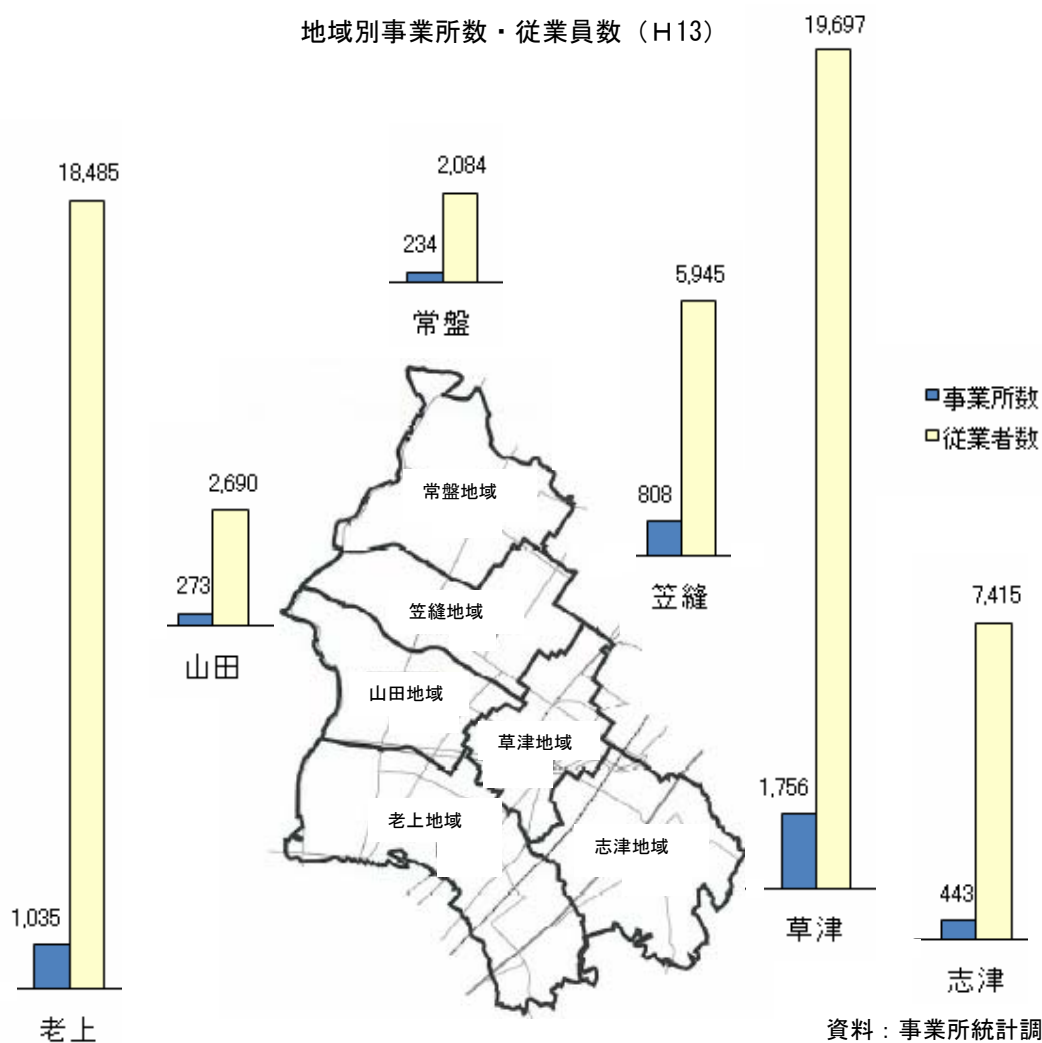
地域別では、草津地域、老上地域に多くの事業所が立地し、従業員数も多くなっています。

事業所数・従業員数の推移



資料：事業所統計調査

地域別事業所数・従業員数（H13）

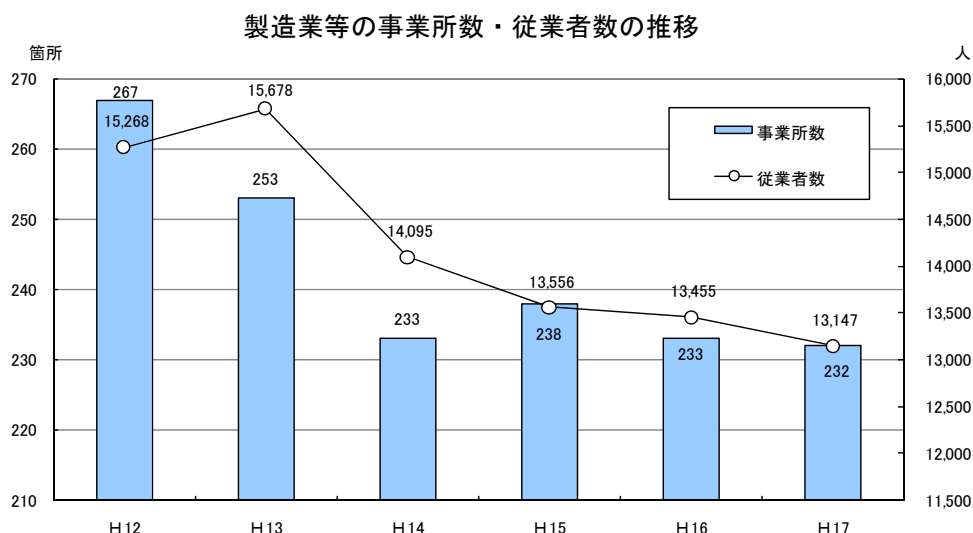


資料：事業所統計調査

②工業

工業統計調査によると、草津市の製造業等事業所（平成17年）は、232箇所で従業者数は13,147人です。推移をみると、平成13年から14年にかけて大きく減少していますが、その後、事業所数は概ね横ばい、従業者数は微減に転じています。

業種別では、一般機械器具製造業、電気機械器具製造業などの事業所数、従業者数が多くなっています。



※原則として従業者4人以上の事業所についての集計値

資料：工業統計調査

産業中分類別の事業所数・従業者数（H17）

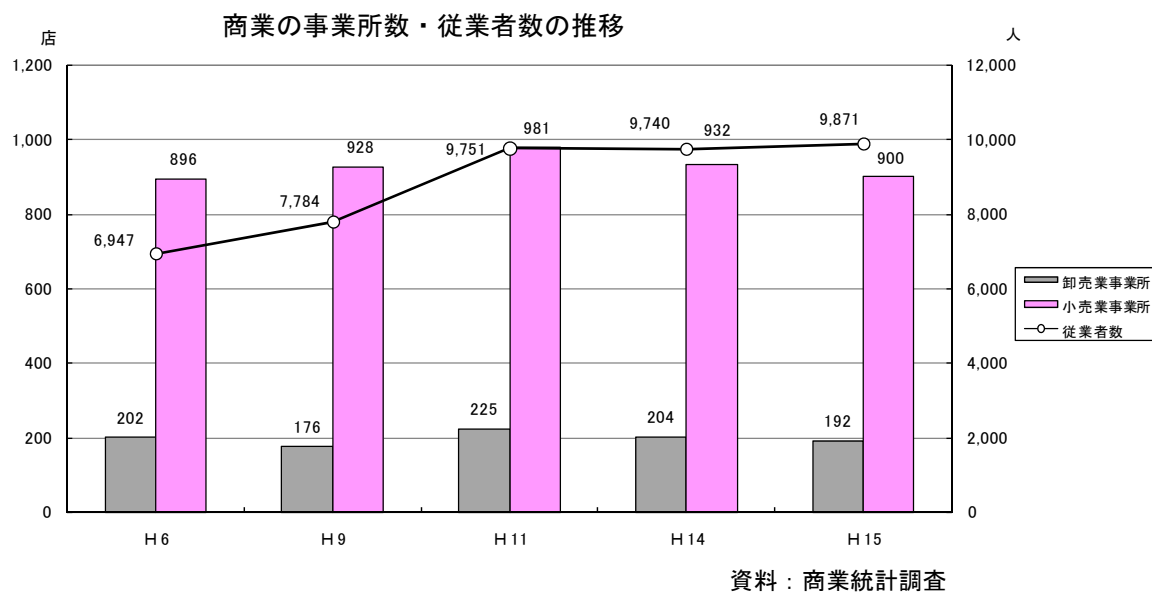
	事業所数	従業者数	1事業所当たり平均従業者数
一般機械器具製造業	57	4297	75.4
電気機械器具製造業	39	4391	112.6
金属製品製造業	38	489	12.9
窯業・土石製品	12	447	37.3
プラスチック製品	11	285	25.9
パルプ・紙・紙加工品	11	343	31.2
化学工業	9	438	48.7
衣服その他の繊維製品	8	93	11.6
輸送用機械器具製造業	7	696	99.4
出版・印刷・同関連産業	7	325	46.4
食料品	5	313	62.6
精密機械器具製造業	4	228	57.0
電子部品・デバイス製造業	4	217	54.3
繊維工業	4	68	17.0
木材・木製品	3	135	45.0
非鉄金属製造業	2	155	77.5
家具・装備品	2	8	4.0
情報通信機械器具製造業	1	77	77.0
ゴム製品製造業	1	49	49.0
飲料・飼料	1	24	24.0
その他の製造業	6	69	11.5

資料：工業統計調査

③商業

草津市の商業の事業所数は卸売業、小売業ともに平成11年をピークに微減傾向を示しています。従業員数は、平成11年以降ほぼ横ばいです。しかし、2008年冬には、大規模店舗の開業が予定されており、従業者数の増加が見込まれます。

また、2008年には、大津市や守山市でも大規模店舗が開業し、草津市をとりまく商業環境が変化しつつあります。



2008年に近隣で開業の大規模商業施設の概要

名称	所在地	敷地面積	延床面積	店舗面積	店舗	駐車台数	開業
イオンモール草津	草津市新浜町193番2号他	約165,410㎡	A棟：165,134㎡ B棟：12,235㎡	60,000㎡	核店舗：サティ シネコン 専門店：約200店舗予定	約4,300台	2008年冬
(仮)フォレオ大津一里山	大津市一里山7丁目2104-1他	約55,700㎡	約65,300㎡	約30,400㎡	約100店舗	約1,600台	2008年秋予定
ピエリ守山	守山市今原字七番2602-2他	約137,817㎡	約79,070㎡	約55,000㎡	約220店舗	約3,060台	2008年9月20日 ※2～3年後にシネコン等増床予定

草津市内の大規模小売店

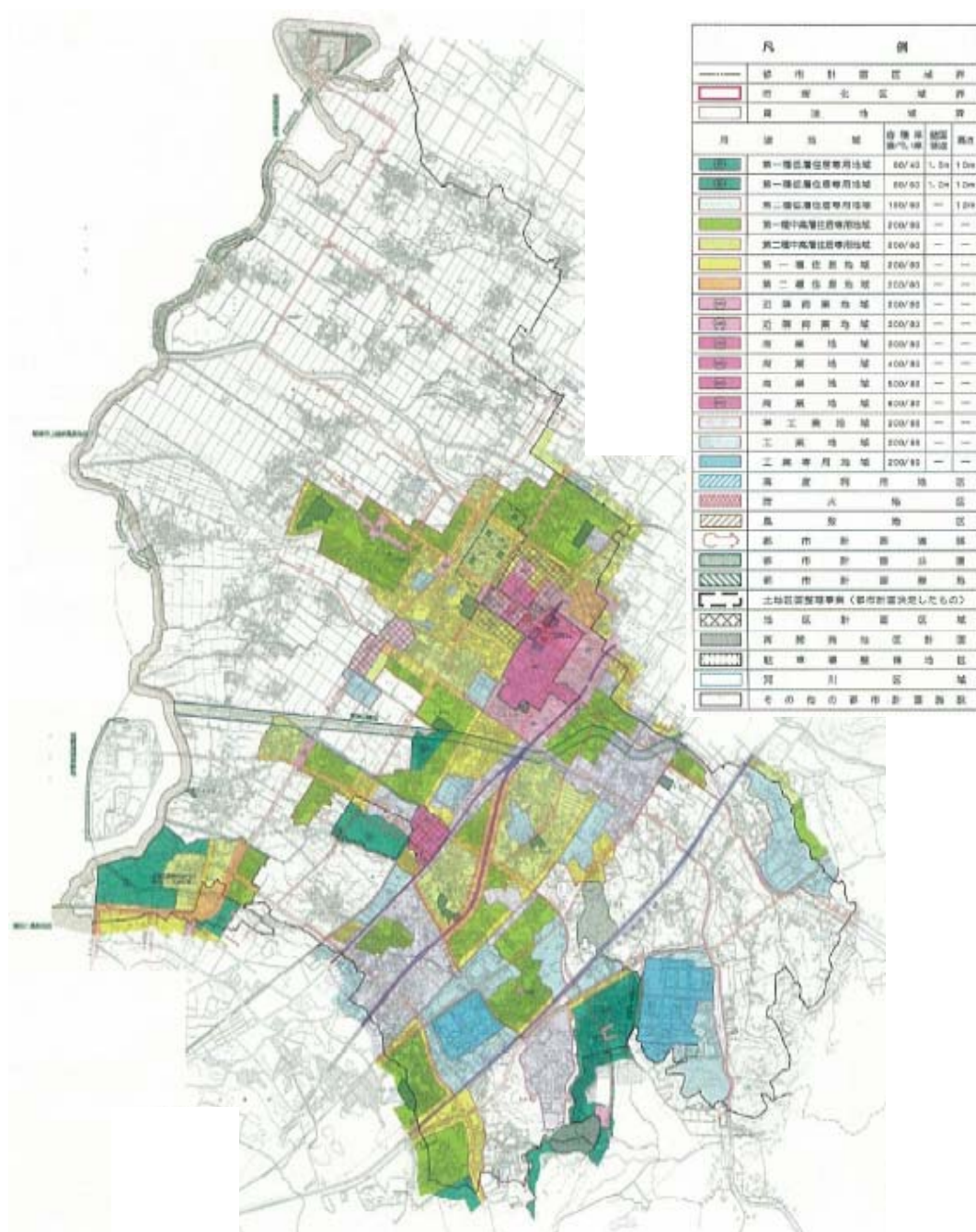
名称	所在地	店舗面積	店舗	駐車台数	開業等
平和堂草津店	草津市大路一丁目10番27号	9,242㎡	平和堂	123台	1976年11月19日
エルティ932	草津市大路一丁目字西浦906番地	26,916㎡	ヒカリヤ他25店舗	255台	1989年4月1日 2004年4月21日増床
A・S・Q・U・A・R・E（エースクエア）	草津市西渋川一丁目23番1号	55,089㎡	アルプラザ、アヤハディオ他	2,953台	1996年3月26日 2008年6月1日増床
西友楽市南草津	草津市野路一丁目6-9	6,428㎡	西友	284台	2000年6月1日 2000年10月10日増床 2004年3月1日変更
マツヤスーパー東矢倉店	草津市東矢倉四丁目字山田555	1,565㎡	マツヤスーパー	100台	2000年11月30日変更
平和堂追分店（フレンドマート追分店）	草津市追分町水田1236番	2,300㎡	平和堂他	138台	2001年5月25日変更
草津商業開発ビル	草津市渋川町一丁目1番50号	21,700㎡	近鉄百貨店	604台	2001年9月1日変更
平和堂上笠店（フレンドマート上笠店）	草津市上笠四丁目4番18他	1,480㎡	平和堂他	86台	2002年9月1日変更
南草津駅東口土地信託事業複合施設棟	草津市野路一丁目17番2外	5,422㎡	ワイ・エム・エー、アスティル他	174台	2002年7月1日
スター草津グリーンヒル店	草津市若草一丁目2番地1	1,607㎡	スター	128台	2004年11月24日
㈱丸善草津店	草津市草津町1964-1	2,706㎡	丸善	159台	2005年8月3日変更
サンミュージックハイパーブックス草津	草津市木川町72番地	2,646㎡	サンミュージック	95台	2005年1月18日
ヒマラヤ草津店	草津市木川町字中兵庫91ほか	3,629㎡	ヒマラヤ	152台	2005年3月24日増床
平和堂老上店（フレンドマート南草津店）	草津市野路字鳥ヶ辻472番地の1	1,750㎡	平和堂他	80台	2005年10月1日
ホームセンターコーナン草津店	草津市木川町字高木411番地ほか	15,343㎡	コーナン、ハズイ食料品店	990台	2006年1月14日
平和堂草津東店（フレンドマート草津東店）	草津市追分町上柳1外	2,980㎡	平和堂他	123台	2007年6月30日
（仮称）マックスバリュ駒井沢店	草津市駒井沢町72-1外	4,510㎡	マックスバリュ、サンミュージック	446台	2007年9月30日
（仮称）木川店舗	草津市木川町字樋頭309-1外	3,089㎡	ドンキホーテ他	190台	2008年3月31日

資料：大規模小売店舗立地法届出概要【2008年8月末】

平成19年7月26日 滋賀県第1回中心市街地活性化懇話会資料日本ショッピングセンター協会HP

3) 都市計画

草津市の都市計画の状況は下図のとおり、市街化区域が中央部から南部にかけて指定されており、北部から西部にかけては広範囲に市街化調整区域が広がっています。



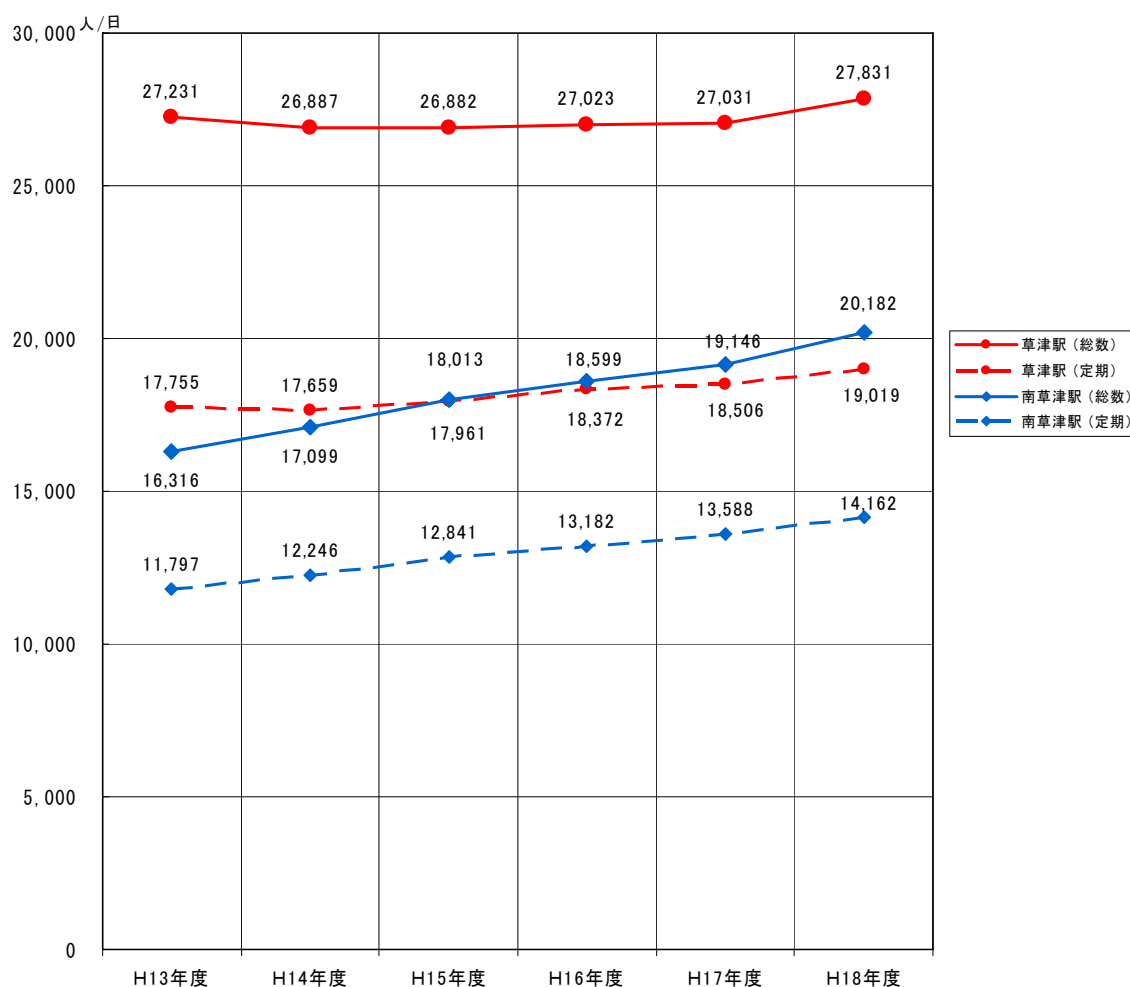
1-2. 公共交通の状況

1) 鉄道の利用状況

JR東海道本線と草津線の結節点である草津駅は、京阪神への通勤拠点になっており、1日当り乗降客数は約5万5千人と滋賀県下で最も多く利用されています。近年はほぼ横ばいで推移してきましたが、平成18年度には上昇しており、また、定期利用客は一貫して増加傾向にあります。

平成4年開業の南草津駅は、1日当り乗降客数約4万人と滋賀県下で3番目に多い状況にあり、琵琶湖文化ゾーンや工業ゾーンへの玄関口として位置づけが高まってきており、新快速電車停車の要望がなされています。また、県新交通システム構想における重要な交通結節点として位置づけられています。

1日当り乗車人数の推移



2) バスの路線網と運行状況

本市内のバス路線網は、草津駅と南草津駅をそれぞれ起点（ターミナル）にして、ＪＲ東海道本線の東側と西側に分かれて放射状に形成されており、民間バス事業者３社による路線バスが運行されています。

①ＪＲ東海道線の東側市域

- ・ＪＲ線の東側市域では、ほぼ全域にわたってバス路線網がめぐらされており、東端のごく一部にない程度です。
- ・運行便数の多い主要な路線が大方を占めており、特に南草津駅から東部の大学や工業ゾーンを結ぶ路線の便数が飛び抜けて多くなっています。特に、大学生の多数が通学にバスを利用しています。

(参考) 立命館大学生(17,000人)の通学交通手段の状況		
バス利用：10,000人	バイク：2,000人	自転車：5,000人

- ・その便数の多さと国道１号の渋滞状況が相まって、バス運行の定時制・円滑性が損なわれている状況がみられ、重要課題となっています。
- ・南端部の病院・福祉施設ゾーンへは、南草津駅からのほか大津市内の瀬田駅からの運行便数も多くみられますが、草津駅からは極端に少ない状況で増便が求められています。また、ノンステップバスの増車が望まれます。

②ＪＲ東海道線の西側市域

- ・草津駅と南草津駅との往復路線やこの２駅と大津市内とを結ぶ路線の運行便数が特に多く、さらに、２００８年１１月に近江大橋東詰の大規模商業施設の開業に伴い、それと南草津駅とを結ぶ直通便が大幅増となり最も便数が多い状況です。
- ・一方で、減便がみられる地域があります。
- ・琵琶湖沿岸地域では、バス運行が極端に少ない状況にあり、空白地・不便地が発生する要因となっています。

③隣接市との関係

- ・栗東市コミュニティバスが草津駅に乗り入れています。
- ・隣接市域において本市境界近くを通るバス路線が運行されており、それを本市域へ回すことにより効率的・効果的な運行路線が期待されます。

④運行便数に応じた路線区分の設定

名 称	条 件 駅方面行き１日当り運行便数	とらえ方
基幹路線	25 本以上	主要な公共交通軸として、概ね現状のまま継続すべき路線とします
再構築対象路線	10 本以上～25 本未満 (30 分に 1 便程度以内)	現状の継続ではなく、再構築を検討すべき路線とします
代替交通検討路線	10 本未満 (1 時間に 1 便程度以内)	路線バス以外に適切な交通手段があるか検討すべき路線とします

- ・上記の条件をもとに現行バス路線を区分すると、次ページの図のようになります。

バス路線網図

3) 空白地・不便地の状況

前述のバス路線網を踏まえ、公共交通サービスが十分に行き届いていない地域として空白地および不便地の状況を把握します。

①空白地・不便地の定義

公共交通サービスの空白地および不便地の定義は次のとおりです。

空白地		バス停または鉄道駅から半径300mの範囲より外側の場所
不便地	不便地1	バス停または鉄道駅から半径300mの範囲内であるが、駅方向運行便数が1日当たり10本未満の場所
	不便地2	バス停または鉄道駅から半径300mの範囲内であるが、駅方向運行便数が1日当たり10本以上～20本未満の場所

※300mは、高齢者の歩行での移動しやすい距離を考慮して設定

②空白地・不便地の分布状況

上記の条件をもとに抽出した空白地および不便地の分布状況をみると、次の特徴があげられます。

- ・ 中心市街地ゾーン内の「草津駅と南草津駅の間部」と「草津駅北部周辺」において、空白地・不便地が広範囲にまとまって存在しています。
- ・ 市の外縁部においては、小規模の空白地・不便地が分散して点在しています。

③空白地・不便地の居住者の状況

前述の公共交通の空白地および不便地には、概ね5万人弱と、全市人口の42%の人が居住していると推計されます。そのうち、65歳以上の高齢者は、概ね8.3千人、全市人口の7%を占め、さらに75歳以上でみると概ね3.5千人、3%を占めています。

また、区域別にみると、空白地・不便地居住者数全体の74%が中心市街地及び市街化区域（中心市街地を除く）に住んでいる実態が見てとれます。

特に多いエリアは、次のエリアであり、バス路線の開設並びに既存路線の増設などの対策が必要とされます。

- 平井・野村エリア
- 木川・出屋敷・陽の丘エリア
- 追分町

また、市街化調整区域では、小人数規模で分散してしることがわかります。

空白地・不便地の区域別居住者数

	全体人口	空白地・不便地		65歳以上	空白地・不便地		75歳以上	空白地・不便地	
		居住者数	(縦比率)	全体	居住者数	(縦比率)	全体	居住者数	(縦比率)
全市合計	118,838	49,877	100%	19,255	8,287	100%	7,971	3,471	100%
(横構成比率)	100%	42%		16%	7%		7%	3%	
中心市街地合計	35,119	11,701	23%	5,210	1,938	23%	2,184	811	23%
	100%	33%		15%	6%		6%	2%	
市街化区域合計	59,663	24,673	49%	9,193	3,628	44%	3,501	1,355	39%
(中心市街地除く)	100%	41%		15%	6%		6%	2%	
調整区域合計	24,056	13,504	27%	4,852	2,721	33%	2,286	1,305	38%
	100%	56%		20%	11%		10%	5%	
JRより東側計	56,860	14,317	29%	8,145	2,072	25%	3,397	893	26%
(横構成比率)	100%	25%		14%	4%		6%	2%	
中心市街地計	21,716	3,886		3,345	766	9%	1,455	351	10%
	100%	18%		15%	4%		7%	2%	
市街化区域計	32,305	8,884		4,291	1,027	12%	1,640	379	11%
(中心市街地除く)	100%	28%		13%	3%		5%	1%	
調整区域計	2,839	1,546		509	279	3%	302	163	5%
	100%	54%		18%	10%		11%	6%	
JRより西側計	61,978	35,560	71%	11,110	6,215	75%	4,574	2,578	74%
(横構成比率)	100%	57%		18%	10%		7%	4%	
中心市街地計	13,403	7,814		1,865	1,172	14%	729	460	13%
	100%	58%		14%	9%		5%	3%	
市街化区域計	27,358	15,789		4,902	2,601	31%	1,861	976	28%
(中心市街地除く)	100%	58%		18%	10%		7%	4%	
調整区域計	21,217	11,957		4,343	2,442	29%	1,984	1,142	33%
	100%	56%		20%	12%		9%	5%	

※市街化区域には、拡大区域をおおむね含む。

空白地・不便地図

空白地・不便地の居住者分布図

空白地・不便地の高齢者分布図

空白地・不便地の町丁目別居住者数一覧表

(下記色の凡例) 中心市街地 市街化区域(中心市街地除く) 調整区域

※空白地・不便地1・不便地2の割合数値は、地図上で建物(住宅)の分布状況を按分して算出

町丁目名		全人口(平成20年)								65歳以上(平成20年)					75歳以上(平成20年)					
		空白地		不便地1		不便地2		計		空白地		不便1	不便2	計	空白地		不便1	不便2	計	
		割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	人数	人数	人数	人数	人数	人数	人数	人数	人数	人数	
JR線より西側	下物町	628	30%	188	40%	251	0%	0	70%	440	161	48	64	0	113	80	24	32	0	56
	芦浦町	759	80%	607	0%	0	0%	0	80%	607	119	95	0	0	95	56	45	0	0	45
	長束町	176	100%	176	0%	0	0%	0	100%	176	34	34	0	0	34	14	14	0	0	14
	下寺町	400	55%	220	40%	160	0%	0	95%	380	96	53	38	0	91	44	24	18	0	42
	片岡町	677	35%	237	0%	0	0%	0	35%	237	135	47	0	0	47	67	23	0	0	23
	上寺町	231	85%	196	0%	0	15%	35	100%	231	49	42	0	7	49	26	22	0	4	26
	志那中町	789	75%	592	10%	79	0%	0	85%	671	174	131	17	0	148	85	64	9	0	72
	穴村町	458	85%	389	0%	0	5%	23	90%	412	92	78	0	5	83	40	34	0	2	36
	新堂町	230	0%	0	0%	0	100%	230	100%	230	51	0	0	51	51	22	0	0	22	22
	駒井沢町	910	5%	46	10%	91	85%	774	100%	910	135	7	14	115	135	57	3	6	48	57
	志那町	892	80%	714	10%	89	0%	0	90%	803	183	146	18	0	165	89	71	9	0	80
	北大萱町	313	15%	47	0%	0	0%	0	15%	47	75	11	0	0	11	25	4	0	0	4
	集町	349	35%	122	0%	0	65%	227	100%	349	66	23	0	43	66	31	11	0	20	31
	川原町	41	100%	41	0%	0	0%	0	100%	41	7	7	0	0	7	2	2	0	0	2
	平井町	6	0%	0	100%	6	0%	0	100%	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	川原1丁目	446	0%	0	0%	0	100%	446	100%	446	67	0	0	67	67	19	0	0	19	19
	川原2丁目	492	0%	0	0%	0	100%	492	100%	492	91	0	0	91	91	36	0	0	36	36
	川原3丁目	222	0%	0	0%	0	100%	222	100%	222	31	0	0	31	31	17	0	0	17	17
	川原4丁目	96	0%	0	0%	0	100%	96	100%	96	18	0	0	18	18	4	0	0	4	4
	平井1丁目	1,135	0%	0	0%	0	100%	1,135	100%	1,135	164	0	0	164	164	53	0	0	53	53
	平井2丁目	813	0%	0	0%	0	100%	813	100%	813	102	0	0	102	102	41	0	0	41	41
	平井3丁目	434	0%	0	0%	0	100%	434	100%	434	81	0	0	81	81	34	0	0	34	34
	平井4丁目	747	0%	0	25%	187	75%	560	100%	747	102	0	26	77	102	35	0	9	26	35
	平井5丁目	1,387	0%	0	35%	485	65%	902	100%	1,387	187	0	65	122	187	71	0	25	46	71
	平井6丁目	322	0%	0	100%	322	0%	0	100%	322	64	0	64	0	64	29	0	29	0	29
	下笠町	3,096	30%	929	5%	155	0%	0	35%	1,084	674	202	34	0	236	327	98	16	0	114
	上笠町	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	上笠1丁目	551	50%	276	0%	0	5%	28	55%	303	151	76	0	8	83	93	47	0	5	51
	上笠2丁目	1,388	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	316	0	0	0	0	111	0	0	0	0
	上笠3丁目	1,168	5%	58	0%	0	0%	0	5%	58	306	15	0	0	15	117	6	0	0	6
	上笠4丁目	1,390	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	351	0	0	0	0	133	0	0	0	0
	上笠5丁目	165	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	26	0	0	0	0	10	0	0	0	0
	野村1丁目	970	0%	0	0%	0	35%	340	35%	340	119	0	0	42	42	48	0	0	17	17
	野村2丁目	942	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	179	0	0	0	0	61	0	0	0	0
	野村3丁目	534	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	128	0	0	0	0	52	0	0	0	0
	野村4丁目	691	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	161	0	0	0	0	65	0	0	0	0
	野村5丁目	1,287	30%	386	0%	0	10%	129	40%	515	231	69	0	23	92	89	27	0	9	36
	野村6丁目	866	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	120	0	0	0	0	56	0	0	0	0
	野村7丁目	454	10%	45	0%	0	80%	363	90%	409	72	7	0	58	65	44	4	0	35	40
	野村8丁目	414	0%	0	0%	0	100%	414	100%	414	43	0	0	43	43	13	0	0	13	13
西波川1丁目	2,377	0%	0	10%	238	50%	1,189	60%	1,426	305	0	31	153	183	139	0	14	70	83	
西波川2丁目	1,978	5%	99	85%	1,681	10%	198	100%	1,978	246	12	209	25	246	83	4	71	8	83	
西大路町	3,892	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	469	0	0	0	0	170	0	0	0	0	
北山田町	1,854	30%	556	55%	1,020	0%	0	85%	1,576	429	129	236	0	365	216	65	119	0	184	
木川町	4,552	60%	2,731	40%	1,821	0%	0	100%	4,552	946	568	378	0	946	345	207	138	0	345	
草津町	3,032	5%	152	95%	2,880	0%	0	100%	3,032	436	22	414	0	436	159	8	151	0	159	
西草津1丁目	689	90%	620	0%	0	0%	0	90%	620	118	106	0	0	106	50	45	0	0	45	
西草津2丁目	321	15%	48	85%	273	0%	0	100%	321	85	13	72	0	85	30	5	26	0	30	
山田町	437	70%	306	0%	0	0%	0	70%	306	109	76	0	0	76	62	43	0	0	43	
南山田町	1,549	40%	620	0%	0	0%	0	40%	620	364	146	0	0	146	177	71	0	0	71	
御倉町	185	90%	167	0%	0	0%	0	90%	167	43	39	0	0	39	25	23	0	0	23	
西矢倉1丁目	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
西矢倉2丁目	438	100%	438	0%	0	0%	0	100%	438	58	58	0	0	58	15	15	0	0	15	
西矢倉3丁目	1,737	100%	1,737	0%	0	0%	0	100%	1,737	271	271	0	0	271	105	105	0	0	105	
野路町(西)中心市街	1,355	50%	678	0%	0	0%	0	50%	678	181	91	0	0	91	76	38	0	0	38	
〃市街	903	35%	316	0%	0	0%	0	35%	316	121	42	0	0	42	51	18	0	0	18	
橋岡町	1,719	25%	430	0%	0	0%	0	25%	430	256	64	0	0	64	98	25	0	0	25	
矢橋町市街	1,933	40%	773	0%	0	0%	0	40%	773	392	157	0	0	157	150	60	0	0	60	
〃調区	2,900	10%	290	0%	0	0%	0	10%	290	588	59	0	0	59	224	22	0	0	22	
新浜町	1,796	25%	449	0%	0	0%	0	25%	449	263	66	0	0	66	96	24	0	0	24	
南笠町	1,462	75%	1,097	0%	0	0%	0	75%	1,097	269	202	0	0	202	107	80	0	0	80	
JRより西側計		61,978	27%	16,774	16%	9,738	15%	9,047	57%	35,559	11,110	3,211	1,681	1,323	6,215	4,574	1,379	669	530	2,578
				A					T		19%/A			17%/T		8%/A			7%/T	
中心市街地計		13,403	24%	3,234	25%	3,391	9%	1,189	58%	7,814	1,865	502	517	153	1,172	729	200	190	70	460
				A					T		16%/A			15%/T		6%/A			6%/T	
市街化区域計(中心市街地除く)		27,358	18%	4,839	16%	4,502	24%	6,447	58%	15,788	4,902	935	742	924	2,601	1,861	350	271	355	976
				A					T		19%/A			16%/T		7%/A			6%/T	
調整区域計		21,217	41%	8,701	9%	1,845	7%	1,411	56%	11,957	4,343	1,774	422	246	2,442	1,984	829	208	105	1,142
				A					T		20%/A			20%/T		10%/A			10%/T	

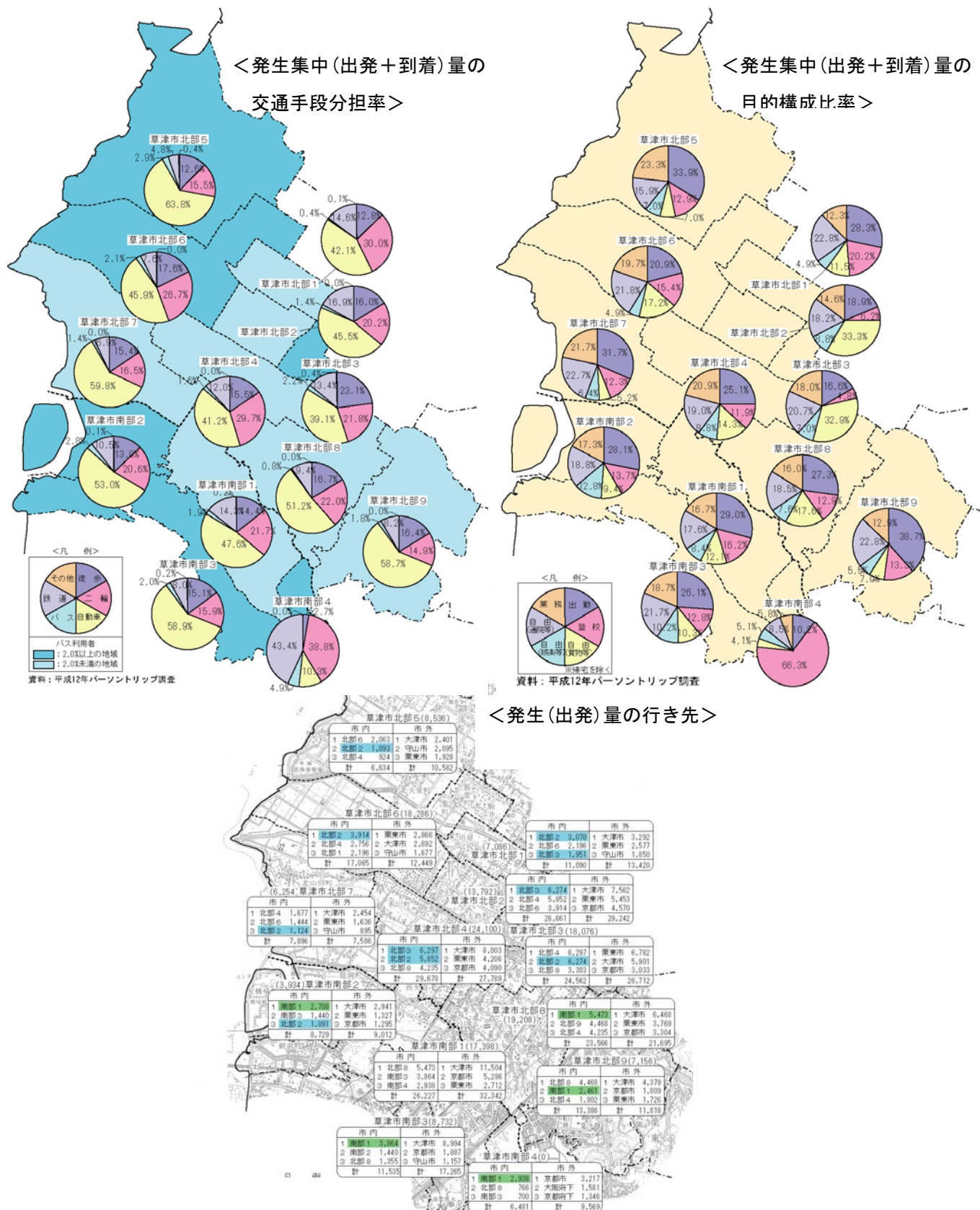
町丁目名		全人口(平成20年)								65歳以上(平成20年)					75歳以上(平成20年)					
		空白地		不便地1		不便地2		計		空白地		不便1	不便2	計	空白地		不便1	不便2	計	
		割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	人数	人数	人数	人数	人数	人数	人数	人数	人数	人数	
JR線より東側	渋川1丁目	1,255	20%	251	0%	0	0%	0	20%	251	175	35	0	0	35	72	14	0	0	14
	渋川2丁目	880	100%	880	0%	0	0%	0	100%	880	93	93	0	0	93	42	42	0	0	42
	若竹町	1,279	5%	64	45%	576	0%	0	50%	640	172	9	77	0	86	68	3	31	0	34
	大路1丁目	1,975	5%	99	0%	0	0%	0	5%	99	284	14	0	0	14	131	7	0	0	7
	大路2丁目	2,169	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	229	0	0	0	0	107	0	0	0	0
	大路3丁目	863	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	114	0	0	0	0	52	0	0	0	0
	草津1丁目	1,012	45%	455	0%	0	0%	0	45%	455	272	122	0	0	122	130	59	0	0	59
	草津2丁目	1,406	60%	844	0%	0	0%	0	60%	844	309	185	0	0	185	135	81	0	0	81
	草津3丁目	839	5%	42	30%	252	0%	0	35%	294	254	13	76	0	89	142	7	43	0	50
	草津4丁目	840	0%	0	55%	462	0%	0	55%	462	158	0	87	0	87	71	0	39	0	39
	東草津1丁目	740	5%	37	0%	0	0%	0	5%	37	160	8	0	0	8	65	3	0	0	3
	東草津2丁目	857	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	94	0	0	0	0	25	0	0	0	0
	東草津3丁目	861	45%	387	0%	0	0%	0	45%	387	101	45	0	0	45	38	17	0	0	17
	東草津4丁目	31	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0
	青地町	4,566	35%	1,598	0%	0	10%	457	45%	2,055	619	217	0	62	279	233	82	0	23	105
	山寺町	948	50%	474	0%	0	0%	0	50%	474	257	129	0	0	129	175	88	0	0	88
	岡本町	1,185	55%	652	0%	0	0%	0	55%	652	137	75	0	0	75	73	40	0	0	40
	馬場町	646	65%	420	0%	0	0%	0	65%	420	115	75	0	0	75	54	35	0	0	35
	矢倉1丁目	607	55%	334	0%	0	0%	0	55%	334	125	69	0	0	69	47	26	0	0	26
	矢倉2丁目	643	65%	418	0%	0	0%	0	65%	418	101	66	0	0	66	57	37	0	0	37
	東矢倉1丁目	742	0%	0	5%	37	0%	0	5%	37	131	0	7	0	7	52	0	3	0	3
	東矢倉2丁目	1,895	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	392	0	0	0	0	129	0	0	0	0
	東矢倉3丁目	1,743	0%	0	20%	349	0%	0	20%	349	324	0	65	0	65	132	0	26	0	26
	東矢倉4丁目	799	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	93	0	0	0	0	28	0	0	0	0
	追分町	5,716	10%	572	35%	2,001	15%	857	60%	3,430	606	61	212	91	364	205	21	72	31	123
	若草1丁目	354	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	51	0	0	0	0	28	0	0	0	0
	若草2丁目	361	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	54	0	0	0	0	26	0	0	0	0
	若草3丁目	304	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	51	0	0	0	0	24	0	0	0	0
	若草4丁目	341	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	60	0	0	0	0	31	0	0	0	0
	若草5丁目	265	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	46	0	0	0	0	17	0	0	0	0
	若草6丁目	417	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	77	0	0	0	0	34	0	0	0	0
	若草7丁目	299	5%	15	0%	0	0%	0	5%	15	41	2	0	0	2	15	1	0	0	1
	若草8丁目	290	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	27	0	0	0	0	14	0	0	0	0
	野路1丁目	2,480	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	178	0	0	0	0	84	0	0	0	0
	野路町(東)中心	4,517	2%	90	0%	0	0%	0	2%	90	603	12	0	0	12	254	5	0	0	5
	市街	2,259	2%	45	2%	45	0%	0	4%	90	301	6	6	0	12	127	3	3	0	5
桜ヶ丘1丁目	515	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	129	0	0	0	0	34	0	0	0	0	
桜ヶ丘2丁目	255	25%	64	0%	0	0%	0	25%	64	26	7	0	0	7	13	3	0	0	3	
桜ヶ丘3丁目	420	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	107	0	0	0	0	26	0	0	0	0	
桜ヶ丘4丁目	632	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	107	0	0	0	0	51	0	0	0	0	
桜ヶ丘5丁目	223	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	60	0	0	0	0	19	0	0	0	0	
野路東1丁目	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
野路東2丁目	103	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
野路東3丁目	272	10%	27	0%	0	0%	0	10%	27	3	0.3	0	0	0	0	0	0	0	0	
南笠東1丁目	802	0%	0	30%	241	0%	0	30%	241	120	0	36	0	36	45	0	14	0	14	
南笠東2丁目	587	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	104	0	0	0	0	39	0	0	0	0	
南笠東3丁目	973	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	205	0	0	0	0	84	0	0	0	0	
南笠東4丁目	358	45%	161	0%	0	0%	0	45%	161	43	19	0	0	19	12	5	0	0	5	
笠山1丁目	582	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	60	0	0	0	0	19	0	0	0	0	
笠山2丁目	761	70%	533	0%	0	0%	0	70%	533	75	53	0	0	53	25	18	0	0	18	
笠山3丁目	891	65%	579	0%	0	0%	0	65%	579	60	39	0	0	39	22	14	0	0	14	
笠山4丁目	680	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	49	0	0	0	0	22	0	0	0	0	
笠山5丁目	1,338	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	82	0	0	0	0	26	0	0	0	0	
笠山6丁目	874	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	108	0	0	0	0	42	0	0	0	0	
笠山7丁目	150	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
笠山8丁目	60	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
JRより東側計		56,860	16%	9,041	7%	3,961	2%	1,314	25%	14,316	8,145	1,353	566	153	2,072	3,397	610	229	54	893
				A						T		15%/A			14%/T		7%/A			6%/T
中心市街地計		21,716	12%	2,597	6%	1,289	0%	0	18%	3,886	3,345	525	241	0	766	1,455	239	112	0	351
				A						T		20%/A			20%/T		9%/A			9%/T
市街化区域計 (中心市街地除く)		32,305	15%	4,898	8%	2,672	4%	1,314	28%	8,884	4,291	549	325	153	1,027	1,640	208	117	54	379
				A						T		11%/A			12%/T		4%/A			4%/T
調整区域計		2,839	54%	1,546	0%	0	0%	0	54%	1,546	509	279	0	0	279	302	163	0	0	163
				A						T		18%/A			18%/T		11%/A			11%/T
全市合計		118,838	22%	25,815	12%	13,699	9%	10,361	42%	49,875	19,255	4,564	2,247	1,476	8,287	7,971	1,989	898	584	3,471
				A						T		18%/A			17%/T		8%/A			7%/T
中心市街地合計		35,119	17%	5,831	13%	4,680	3%	1,189	33%	11,700	5,210	1,027	758	153	1,938	2,184	439	302	70	811
				A						T		18%/A			17%/T		8%/A			7%/T
市街化区域合計 (中心市街地除く)		59,663	16%	9,737	12%	7,174	13%	7,761	41%	24,672	9,193	1,484	1,067	1,077	3,628	3,501	558	388	409	1,355
				A						T		15%/A			15%/T		6%/A			5%/T
調整区域合計		24,056	43%	10,247	8%	1,845	6%	1,411	56%	13,503	4,852	2,053	422	246	2,721	2,286	992	208	105	1,305
				A						T		20%/A			20%/T		10%/A			10%/T

4) バス運行における問題点等

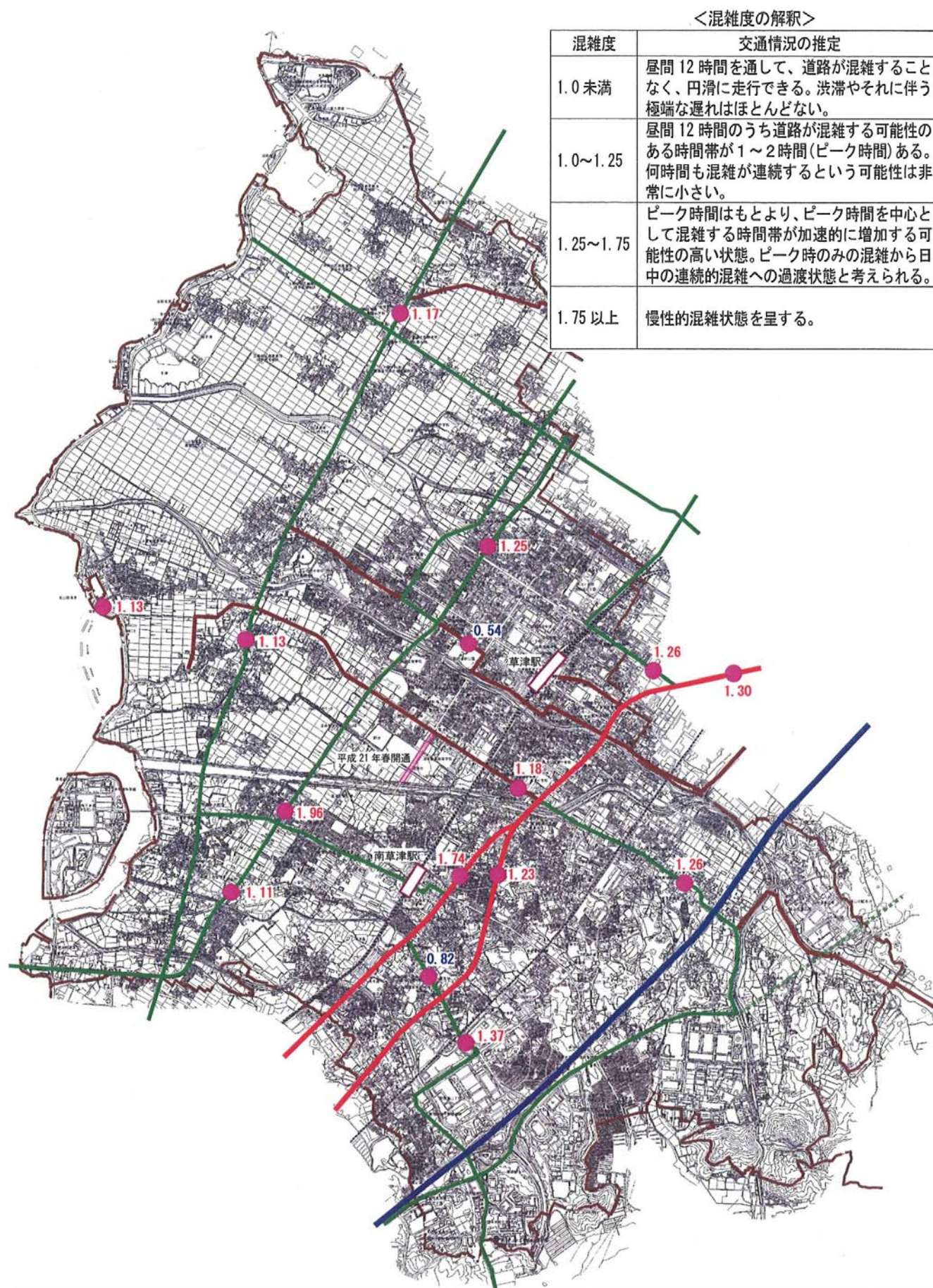
1-3. 交通流動状況

1) 人の移動手段の状況（平成12年パーソントリップ調査より）

沿岸一帯の西部地域の居住者は、自動車の使用比率が高く、それは主に出勤や業務で草津市外に出て行く動きと推測されます。それに対し、バスを利用するには駅への利便性の向上が望まれます。



2) 道路の混雑状況（平成17年度道路交通センサスより）



3. 上位・関連計画等の整理

3-1. 県の計画

滋賀県が策定した各種計画において、概要をまとめるとともに草津市の公共交通に関する事項等を整理します。

1) 滋賀県基本構想（平成19年12月）

基本理念	未来を拓く共生社会へ 自律と協働により、人と人、人と自然が調和する共生社会を築き、暮らしの未来、社会の未来を拓く。
第4章 将来の姿を実現するために (施策の展開)	●暮らしー住む ①安全で快適な生活環境の実現 ・ユニバーサルデザインのまちづくり 県立施設の整備改善や歩道の段差や勾配の解消、鉄道駅のバリアフリー化の支援など（後略） ・安全快適に利用できる道路整備 渋滞対策や通学路など住宅地近接の歩道設置（後略） ・安全な交通環境の整備 交通信号機をはじめとした各種交通安全施設の整備充実 ●環境 ②持続可能な社会づくり ・環境への負荷が少ない移動手段への転換 鉄道、バスの利用促進を図り、可能な限りマイカーに頼らないエコ交通を推進するとともに、新交通システムやパークアンドライド、自転車利用の促進など、持続可能な交通システムとまちづくりについて検討 ●県土 ①快適な県土基盤づくり ・交通基盤の整備 移動の利便性を向上させるため、鉄道の基盤整備を進めるとともに、バスなどの身近な公共交通機関を確保 ・国道・県道の整備 主要渋滞ポイントの解消 ・移動手段が選択できる道路環境の整備 サイクルアンドライドやパークアンドライドなどの移動手段が選択できる道路環境を整備

2) 滋賀県都市計画区域マスタープラン：大津湖南都市計画（平成14年4月）

（都市計画区域の整備、開発及び保全の方針）

交通施設の都市計画の決定の方針	<基本方針> ・道路整備の積極的な推進を図るとともに、鉄道やバスなどの公共交通機関の有効利用を進める必要性 <おもな整備方針> ・第二名神の整備計画に関連するアクセス道路の整備 ・都市内道路の体系的整備 ・鉄道駅へのアクセスの利便性の確保、駅前広場等の交通結節施設の整備等により、バス・鉄道等の中大量輸送手段である公共輸送機関の活用 ・渋滞対策としてTDMおよび新たな交通システムの導入検討 ・鉄道の輸送力の強化 <道路管理> ・広域交通管制システム、駐車場案内システムおよび中央線変移システム等を活用し、自動車交通の適切な管制と誘導
-----------------	--

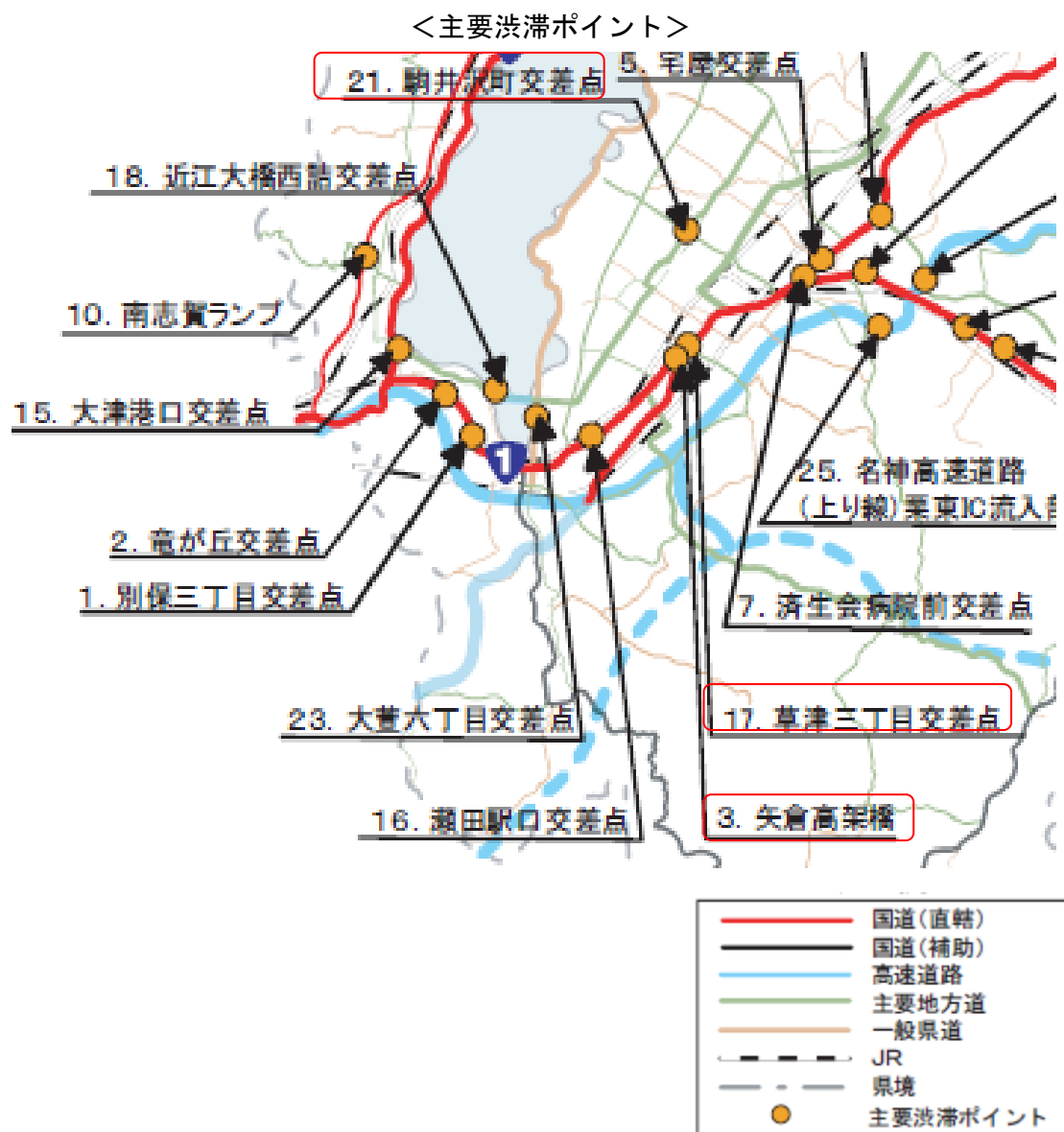
<湖南都市計画区域 附図>



凡 例	
都市計画区域	住宅地
市街化区域	商業業務地
行政区境界	工業・流通業務地
主要幹線道路	公園・緑地
その他の幹線道路	保全する自然地
J R 線	中心業務地 レクリエーション地等
私 鉄 線	おおむね10年以内に整備又は実施を予定する地区
整備中又は整備予定 (破線と色で表示)	(特定保留地)
地域毎の市街地像	
市街地整備地域 (新市街地整備地域を除く)	農山村集落整備地域
新市街地整備地域	自然保護地域
	自然地 農耕地 公園・緑地

3) 新たな渋滞対策プログラム2006（滋賀県）（平成18年12月）

ハード施策	概ね10年を中心とした道路整備中長期計画 ① 矢倉高架橋（H23～H27年度に（都）山手幹線馬場工区暫定供用、H28年度以降に国道1号栗東瀬田バイパス工事） ② 草津3丁目交差点（H18～H22年度（県）山田草津線交差点改良） ③ 駒井沢町交差点（H18～H22年度に交差点改良、H23～H27年度に（都）大津湖南幹線（（主）草津守山線バイパス整備）工事・供用）
ソフト施策	・公共車両優先システム（PTPS） ・民間の「駐車監視員活動」 ・ワンコインエコパス（毎週金曜日の1乗車100円） ・交通分散を目的としたETC（深夜割引・通勤割引・早朝夜間割引）の広報

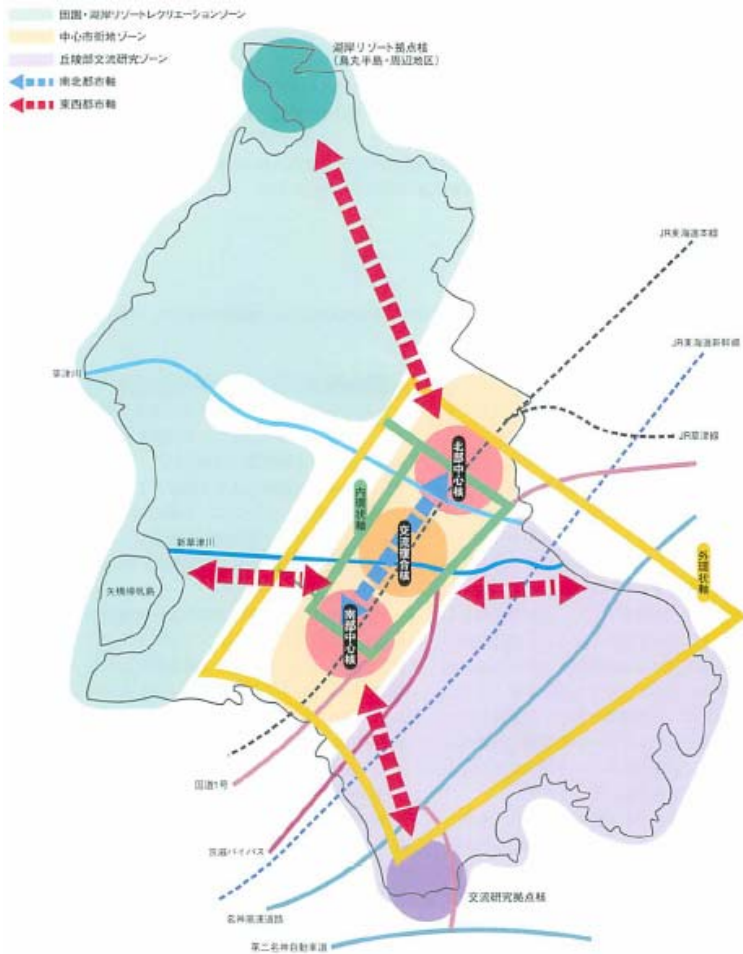


3-2. 市の計画

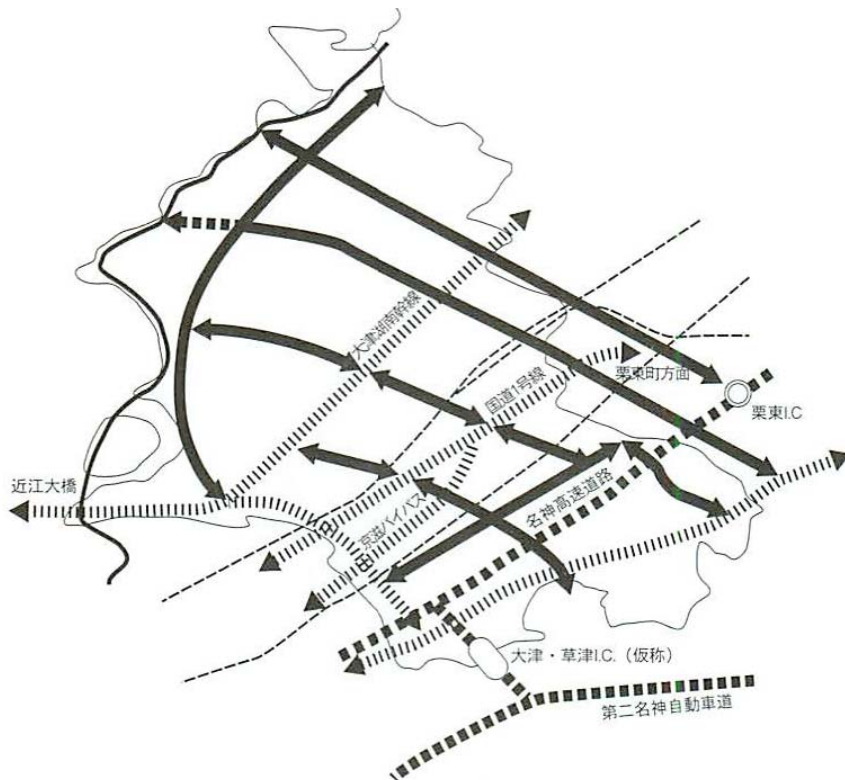
1) 草津市総合計画『くさつ2010』ビジョン（平成11年3月）

目標年次	平成22年（2010年）
基本構想	●将来の都市像： パートナーシップで築く 「人と環境にやさしい 淡海に輝く 出会いの都市」 ●計画人口：平成22年に135,000人程度と予測
基本計画	第1章 都市像実現のための重点目標 4 水緑・環境 ・現草津川廃川跡地を利用した東西交通軸と公園や緑空間の整備促進 5 躍動都市 ・市内循環の交通アクセスの整備促進 ・観光資源の整備と広域観光ルートの形成 ・新しい交通システムの検討 第2章 分野別施策 2 安全で快適な環境都市づくり ●交通体系 ・総合交通ネットワークの形成 〔施策〕・道路環状軸の確立と連絡道路の整備促進 ・市内循環公共交通の充実 ・安全で快適な道路網の確立 ・人にやさしい交通体系づくり 〔施策〕・ゆとりある歩道の整備された主要幹線道路網の確立 ・安全で通行しやすい歩道整備 ・環境にやさしい交通体系づくり 幹線道路網の確立により、市街地への通過車両の抑制を図るとともに、公共交通機関の充実や環境にやさしい自動車等の導入 〔施策〕・公共交通機関の充実 ●道路 ・広域主要幹線道路等の整備 ・幹線道路の整備 地域間の交通や市域内交通の円滑化を図るため、都市の骨格を形成する都市計画道路や主要市道の整備 ・道路環境の整備 ●現草津川の跡地利用 〔施策〕・市域の南北軸と連携した東西交流の交通軸としての整備 ●観光 ・観光基盤の整備、充実 ー観光ルートの確立

総合計画



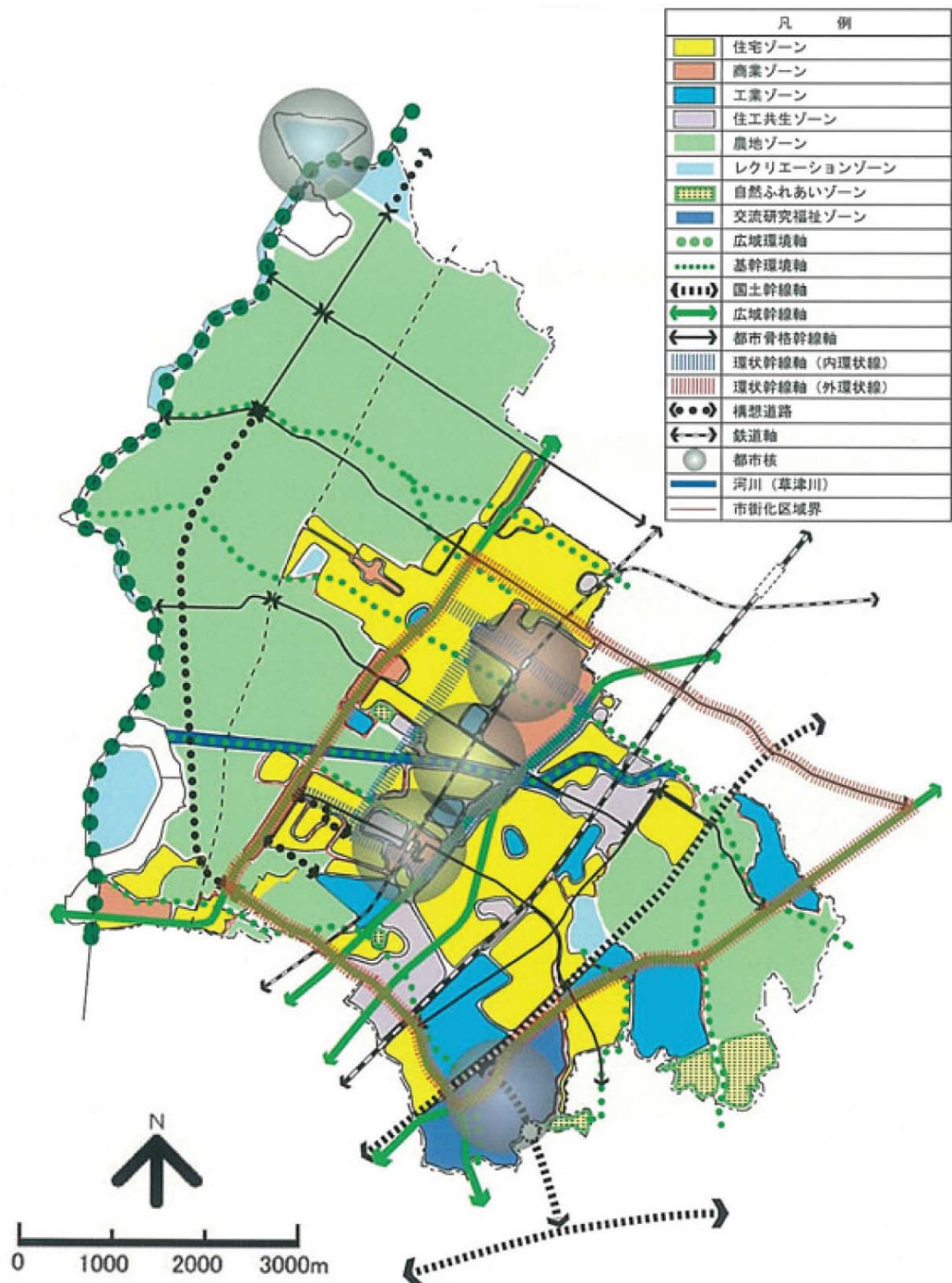
総合計画



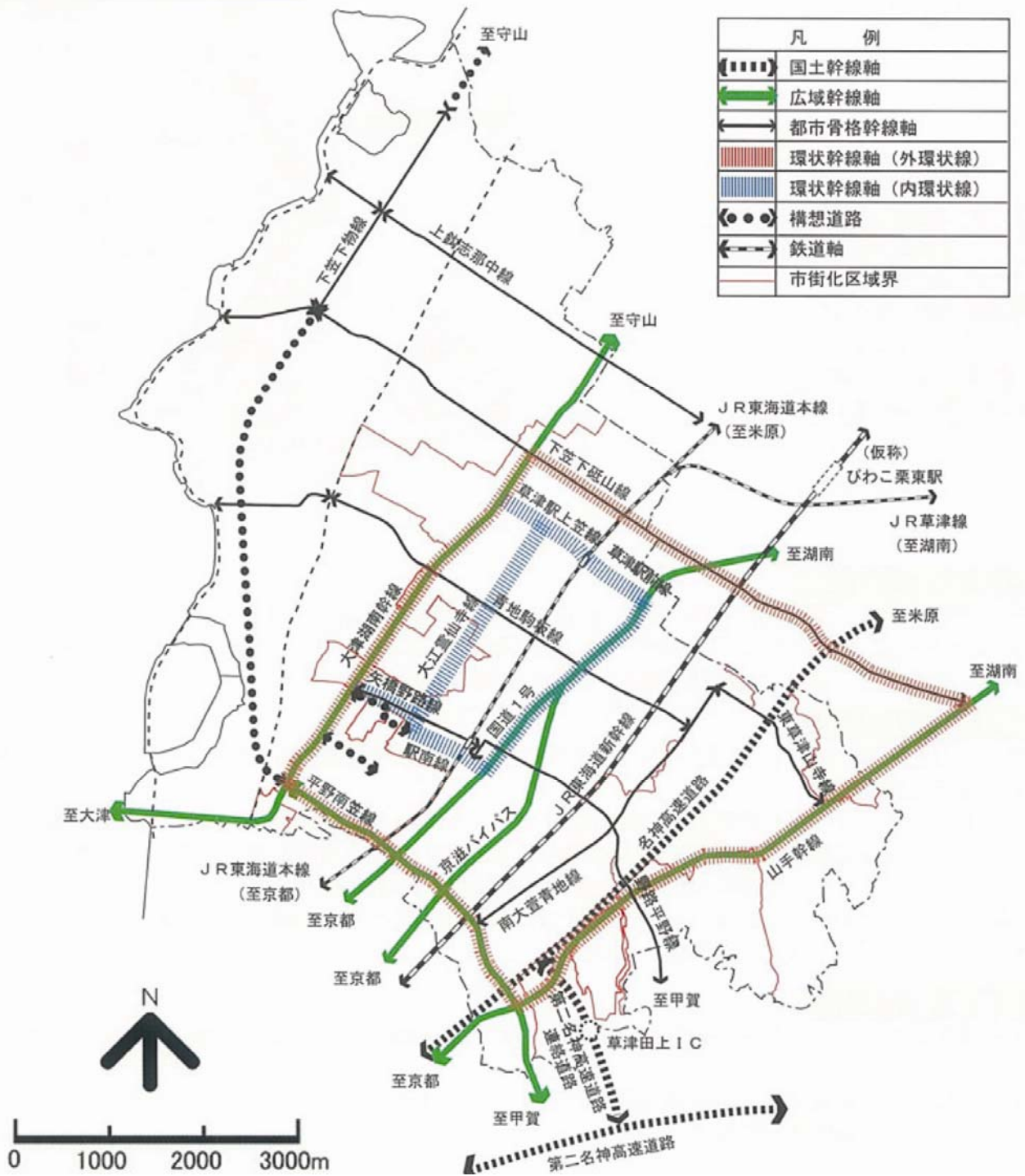
5) 草津市都市計画マスタープラン（平成18年3月）

目標年次	平成32年（2020年）
全体構想	●都市づくりの基本テーマ ゆとりと活力のある生活実感都市 草津 ～美しく魅力あふれる都市空間をめざして～ ●人口フレーム 平成22年に132,000人、平成32年に139,000人 と設定
都市づくりの方針	●目標4 人にやさしく環境に配慮した都市空間の形成 〔基本的な考え方〕 多機能でコンパクトな市街地の形成、交通ネットワークの形成、環境負荷の抑制と自然環境の保全を図ることにより、人にやさしく環境に配慮した都市空間の形成を目指す。 2 交通ネットワークの形成 ①歩行者空間の総合的・計画的なバリアフリー化の促進 ○公共交通機関旅客施設についてはバリアフリー化を促進 ・交通バリアフリー法に基づく基本構想を策定、ＪＲ草津駅、ＪＲ南草津駅周辺の重点的かつ一体的なバリアフリー化の促進 ・鉄道駅等の公共交通機関旅客施設のバリアフリー化の促進 ・駅前広場については、交通機関相互の連絡のシームレス化 ②自動車利用を抑制する仕組みや施策の導入 ○バス交通は、市全体のモビリティの向上に向け、関係機関との調整を図りつつ、市民生活の交通基盤の充実に努める ○都市構造や交通需要に対応した新たな公共交通システムの導入の検討 ・ＴＤＭ施策の導入などハード、ソフトによる総合的交通体系の確立 ・すべての人のモビリティの向上を目指し、コミュニティバス、デマンドバス、ＬＲＴなどの新たな公共交通サービスの導入について調査・検討 ・ＪＲ草津駅前駐車場の利用の向上、広域的な環境改善に向けたパークアンドライド等の導入について調査・検討 ・バスの利便性向上のため、バス停の増設などをバス事業者等に要望 ③都市内交通を適正に処理するための道路網等の形成 ○自動車交通需要の増加に伴う交通渋滞の緩和を図る ・（都）大江霊仙寺線、（都）宮町若竹線の整備推進 ・草津市と守山市、大津市を結ぶ南北幹線軸として構想道路を設定 ・ＪＲ南草津駅に集中する交通混雑の緩和のため補助幹線道路として東西に都市計画道路及び構想道路を設定 ・ＪＲ草津駅周辺は駐車場整備計画の策定に基づく適正な駐車場整備

＜将来都市構造図＞



＜将来の交通軸＞



4. 草津市の公共交通活性化の方針（総案）

4-1. 草津市地域公共交通活性化再生協議会での検討経緯と意見整理

本計画の検討にあたっては、草津市地域公共交通活性化再生協議会において全体会および公共交通会議に加え専門部会を開催し、意見の集約と反映が行われています。

また、並行して草津市福祉有償運送運営協議会が開催され、本計画への意見の反映が図られています。

草津市地域公共交通活性化再生協議会での検討経緯

日程	会議の内容
平成 20 年 1 月 31 日	第 1 回 草津市地域公共交通活性化再生協議会
平成 20 年 3 月 26 日	第 2 回 草津市地域公共交通会議（公活協 分科会）
平成 20 年 6 月 20 日	第 3 回 草津市地域公共交通会議（公活協 分科会）
平成 20 年 9 月 3・4 日	第 1 回 草津市地域公共交通会議専門部会・3 部会
平成 20 年 10 月 14・15 日	第 2 回 草津市地域公共交通会議専門部会・3 部会
平成 20 年 11 月 12 日	第 4 回 草津市地域公共交通会議（公活協 分科会）

草津市地域公共交通会議における専門部会

1	地域生活交通・バリアフリー対策部会
2	輸送サービス向上・安全円滑化検討部会
3	地域活性化・公共交通利用促進検討部会

草津市福祉有償運送運営協議会での検討経緯

日程	会議の内容
平成 20 年 2 月 1 日	第 1 回 草津市福祉有償運送運営協議会
平成 20 年 3 月 19 日	第 2 回 草津市福祉有償運送運営協議会
平成 20 年 6 月 31 日	第 3 回 草津市福祉有償運送運営協議会
平成 20 年 10 月 21 日	第 4 回 草津市福祉有償運送運営協議会

前述の多様な会議等において、以下の項目（部門別）について多彩な意見が数多く出されています。

①地域生活交通・バリアフリー対策に向けて ○常盤のバス試行運行についての結果について ○空白地の地域事情に合った公共交通の対応について ・既存バス路線の経路変更又は迂回、コミュニティバス、乗合タクシーなどの適正な選択 ○地元協議会の設立について ○地元主体によるバス運行の可能性について ○運賃設定と地元負担について ○デマンドシステムのあり方について ・予約制か即時制か、連絡受付・伝達体制、バスかタクシーか ○通勤通学、高齢者などニーズ別の適切な交通手段について ○基幹ルートと枝ルートの分担の可能性について ○バスとタクシーの分担のあり方について ○福祉ゾーン路線でのノンステップバスの導入について ○他路線でのノンステップバスの導入について ○ノンステップバス早期導入への費用負担等の方策について ○時刻表におけるノンステップバスの運行時刻明示について ○バス停等における問題点について ○草津駅のバリアフリー化の方策について ○草津駅と南草津駅の駅前広場における問題点について ○駅前広場におけるバス案内表示の問題点について ○駅西側と駅東側と一体となった総合案内板について (福祉有償運送運営協議会より) ○福祉有償運送ほか福祉移送サービス（STS）との連携について
②輸送サービス向上・安全円滑化に向けて ○駅等の最終バス停での遅延状況について ○特に遅延する路線・場所と時間帯について ○駅前広場の出入りの状況について ○駅周辺の交通体系のあり方について ○PTPS(公共車両優先システム)の導入可能性について ○既存4条路線の利用促進対策について ○公共交通サービスにおけるニーズの掘り起こしについて ○バスロケーションシステム・ICカードの導入可能性について ○交通安全対策としてのバス利用促進 ○運行における損益分岐の考え方について ○路線再編のあり方について ○2社協同運行・バスタクシーの共同運行の可能性について ○バス事業者とタクシー事業者との協同運行の可能性について ○交通渋滞が発生する道路と、特にひどい場所と時間帯について ○交通渋滞におけるバス運行上の問題点について ○交通渋滞の緩和のための対策について ○イオンモール草津やフォレオ大津一里山等の大規模店舗オープンに伴う渋滞発生への対応について

	○一人一人の移動や地域の交通流動を改善するための取り組みについて
	③地域活性化・公共交通利用促進に向けて ○公共交通による中心市街地への誘導方策について ・商品券や商店街クーポンとバス回数券やタクシーチケットとの一体的取組みの可能性について ○商店街の通り（草津駅～南草津駅間）におけるバス運行の可能性について ○トランジットモールの可能性について ○イベントとの連携について ○旧草津川における大規模駐車場の整備可能性について ○イオンの客を中心市街地に誘導する方策について ○観光資源を活用した公共交通ネットワークの充実について ○ネットワークすべき観光資源の抽出について ○エコ通勤・通学の推進について ○通勤手当制度等における公共交通利用促進のしくみづくりについて ○昼夜シフト制による操業時間に対応したバス運行の可能性について ○マイカーから公共交通への利用転換のしくみづくりについて ○パークアンドライドのしくみづくりについて ○BRT（専用レーン走行の高速バス交通）、LRT（新しい路面電車）等の可能性について

4-2. 公共交通活性化の目標設定

前述の草津市地域公共交通活性化再生協議会における全体会と専門部会での意見等を踏まえ、草津市の公共交通活性化の目標を次のように設定します。

<公共交通活性化の目標>

部門別	目 標
地域生活交通・バリアフリー対策 に向けて	①空白地における公共交通の確保 ②誰もが移動しやすい公共交通の体系化 （基幹・乗り換え等を含む） ③バスのバリアフリー化（車両、バス停等） ④駅のバリアフリー化（駅舎、駅前広場等） ⑤わかりやすいバス案内表示 ⑥ユニバーサル視点の導入
(福祉有償運送運営協議会より)	⑦福祉有償運送ほか福祉移送サービス(STS)との連携
輸送サービス向上・安全円滑化 に向けて	⑧バスの速達性・定時性の確保 ⑨既存バス路線の利用促進 ⑩効率的な運行路線・体制の再編 ⑪交通渋滞の緩和対策 ⑫モビリティ・マネジメントの推進
地域活性化・公共交通利用促進 に向けて	⑬公共交通による中心市街地の活性化 ⑭公共交通による観光振興 ⑮企業立地と公共交通の連携強化 ⑯車から公共交通への利用転換（モビリティ・マネジメント） ＝CO2 削減・地球温暖化防止 ⑰新交通システムの検討



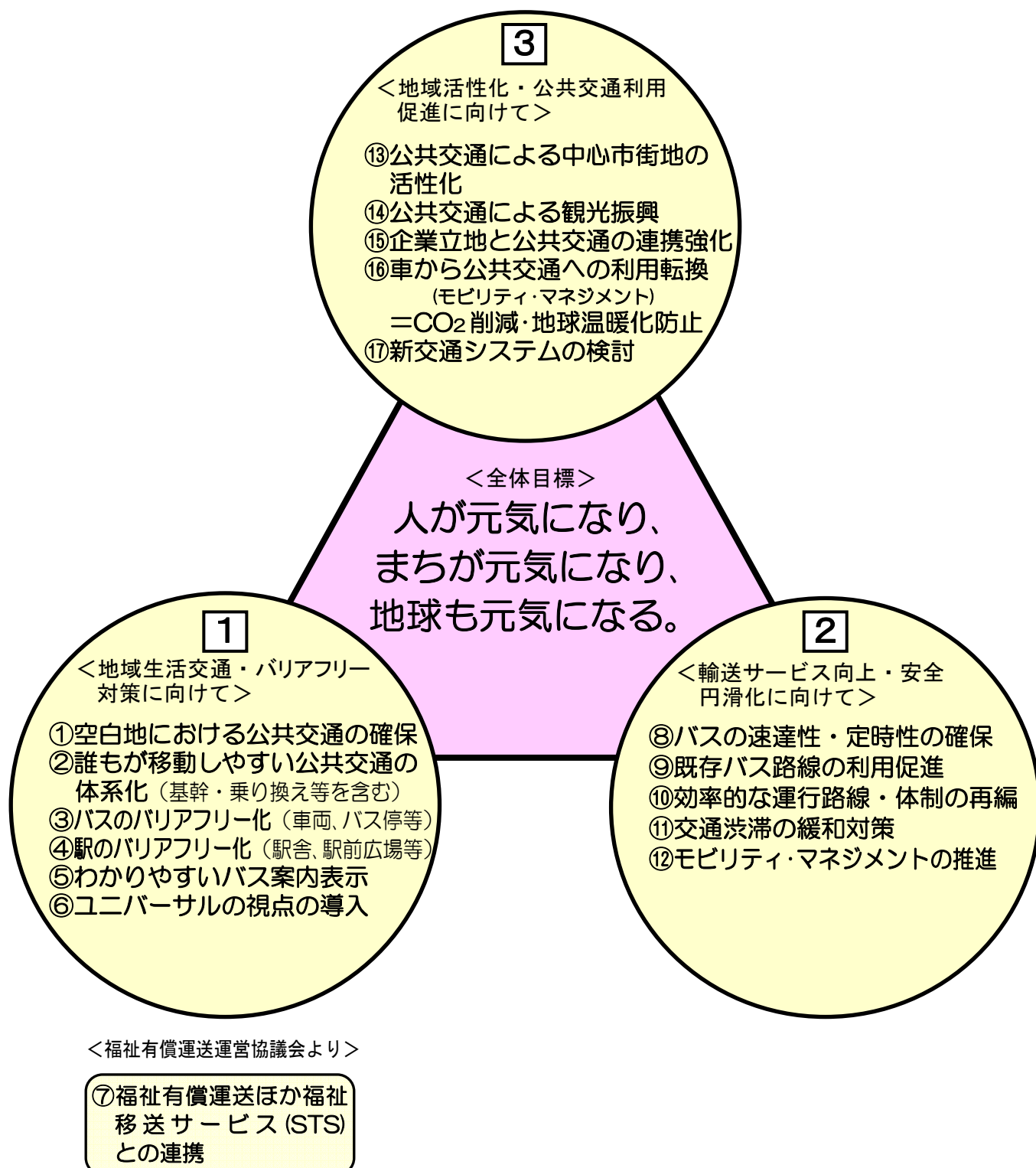
上記の多面的な目標の実現によりめざす全体像として、次の「全体目標」を設定します。

<全体目標>

人が元気になり、
まちが元気になり、
地球も元気になる。

以上をまとめて示すと、次ページのようになります。

＜公共交通活性化の部門別目標と全体目標＞



4-3. 都市機能核と公共交通ネットワークの将来像

草津市の公共交通活性化の具体的検討を進めるにあたり、将来都市構造を踏まえ、今後ネットワークすべき主要な都市機能をあげると、次のような核が設定されます。

＜草津市における主要な都市機能核＞

核の名称		概要
中心市街地	北部中心核	草津駅を中心とする核
	交流複合核	市役所等を中心とする核
	南部中心核	南草津駅を中心とする核
生活核	①駒井沢生活核	駒井沢にある草津守山線沿道の商業施設を中心とする核
	②木川生活核	木川にある草津守山線沿道の商業施設を中心とする核
	③新浜生活核	近江大橋東詰の大規模商業施設を中心とする核
工業核	①野路工業エリア	野路工業エリアを中心とする核
	②岡本工業団地	岡本工業団地を中心とする核
	③山寺工業団地	山寺工業団地を中心とする核
大学核		立命館大学を中心とする核
医療核	①滋賀医科大学病院	滋賀医科大学病院を中心とする東部核
	②草津総合病院	草津総合病院を中心とする西部核
福祉核	①福祉センター等	障害者総合福祉センター、精神医療センター等を中心とする核
レクリエーション核	①烏丸半島	琵琶湖博物館等を中心とする核
	②ロクハ公園	ロクハ公園・ロクハ荘を中心とする核
	③市民文化の森	整備予定の市民文化の森を中心とする核

上記の都市機能核を結ぶ公共交通のネットワークの将来像は、次のように想定されます。

＜公共交通ネットワークの将来軸構造＞

名称	概要
中心環状軸	中心市街地ゾーンで草津駅と南草津駅の2駅間を循環する軸
外環状基幹軸	工業核や大学核、医療核等を結ぶ外側の環状軸
内環状軸	生活核やレクリエーション核、交流複合核等を結ぶ内側の環状軸
シャトル軸	琵琶湖岸のレクリエーション核と草津駅とを往復するシャトル軸
広域連携軸	隣接市との広域調整により草津市内に迂回して結ぶ軸
デマンドネット	上記の軸から離れた地域において、必要（デマンド）に応じて提供する網状の公共交通サービスをいう。

＜草津市の都市機能核と公共交通ネットワークの将来像＞

（別ファイル：A4判・PDF）

4-4. 公共交通活性化の対策方針（案）

（別ファイル：A3判・ワード）

⇒別添資料1「専門部会における意見整理と対策案について」参照

⇒別添資料2「常盤学区バス試行運行の結果と考察」参照

4-5. 公共交通活性化の対策実施に向けて

前ページに示された多様な対策方針案について、今後、それぞれ具体的な取組みを計画的に進めていくとともに、「社会実験」と明記している対策方針案については、必要地区の抽出とともに地元協議等を踏まえながら、適正かつ効果的な「社会実験」を実施していくことにより、公共交通の運行効果の把握と評価を行っていきます。

●社会実験を検討している事項

--

⇒別添資料3「対策案詳細検討資料」参照

4) バス運行における課題整理

以上述べてきた現状や問題点等を踏まえ、本市のバス運行における主な課題を整理すると、以下の点があげられます。

- ①公共交通の空白地・不便地は、草津駅と南草津駅の間部や草津駅北部など「中心市街地」やその周辺の「市街化区域」においてまとまって広く存在していることから、その解消を重視するとともに公共交通サービスの提供方策について検討
あわせて、中心市街地活性化計画の策定と連携し、中心市街地の活性化に貢献
- ②市外縁部ある空白地・不便地については、小規模で分散して存在していることから、必要（デマンド）に応じた新たな運行方策あるいは既存バス路線の一部迂回等の活用方策等について採算性を考慮しながら検討
- ③東部の大学および工業ゾーンと駅とを結ぶ幹線ルートにおける定時性・速達性の確保のため、トンネルを含む道路整備および交差点改良ならびに適正な交通規制等と連動した望ましい運行方策について総合的に検討
あわせて、乗り継ぎ利便性向上のため南草津駅での新快速停車について要望継続
- ④大江霊仙寺線の開通や土地区画整理事業等による道路供用など、道路整備の進捗状況と連動した望ましい運行ルート等について検討
- ⑤以上を含め、本市の主要な都市機能配置を勘案し、望ましい公共交通ネットワークの将来像を確立するとともに、バス路線の再構築方針について具体的に検討

4-4. 公共交通活性化の対策方針（案）

※注：赤色は優先検討項目、青色は調査やアンケート、ヒアリング等、黒色は一般検討項目を示す。

※注：各対策方針案の頭の○番号は各部門の目標の○番号に該当

＜1と3にまたがる対策方針案＞

- ①ー⑬草津駅～南草津駅間の交通確保と駅間空白地の解消
・大江霊仙寺線開通(平成 21 年春)に合わせた駅間の空白
地運行について検討
- ①ー⑯地域協議会の設立を考慮したグループインタビューの実
施…町内会単位で実施
- ③ー⑯全車低床車両化に向け車両購入補助について検討
- ③ー⑯低床バスの路線・運行時刻の表示の実施
- ③ー⑯バス停の改良のための実態把握調査の実施
- ④ー⑯草津駅東口の乗り継ぎ円滑化の検討
- ⑤ー⑯バス総合案内所、総合案内板、バス接近表示設置について検討

＜3＞に関する対策方針案＞

- ⑬ 商店街通りのドラッグストアモール化について検討
・一般車両の通行規制、・小型エコ交通の導入
- ⑬ 大江霊仙寺線開通(平成21年春)に合わせた駅間の空白地運行
と草津駅～南草津駅間交通の確保について検討
- ⑬ イオン～南草津駅～草津駅間の小型バス運行と商店街通りへ
の運行について検討(旧草津川下のトンネル通過が条件)
- ⑬ 中心市街地活性化計画の策定と合わせて検討
- ⑬ まちづくり委員会・商店街等において実施策の検討を依頼
- ⑬ 旧草津川の駐車場への利用について滋賀県に要請

社会実験(来年度)

- ⑭公共交通で巡る観光資源の明確化
- ⑮企業への公共交通利用に関するアンケート調査の実施と協力依頼
(就業者数、勤務時間(交代制)、通勤手段、通勤手当等の実態把握)
- ⑯立命館大学へのアンケート調査の実施と協力依頼
- ⑰観光振興との連携について、観光物産協会等と実施策を協議
- ⑱公共交通の利用と一体となった観光資源の活用について検討
- ⑲エコ通勤定期商品開発と企業協賛金獲得
- ⑳鉄道駅からイオンへのバス運行等、公共交通手段を充実するよう検討
- ㉑駅前駐車場の利用状況の把握、経営改善プロジェクトにおいて公共交通利用との連携を模索(パーク&ライド)
- ㉒新交通システムについて検討

＜2と3にまたがる対策方針案＞

- ⑧—⑮⑯工場通勤者及び大学生のバス利用促進のため、南草津駅～大学間の定時性・速達性確保のための対策検討 → **社会実験**
- ⑫—⑮⑯エコ通勤の実施について企業と連携して検討
- ・地球を愛する条例への参画の意思
 - ・協定または条例の中で公共交通利用についての明記を検討
 - ・協定エコ通勤定期商品開発と企業協賛金獲得
 - ・企業の交代制勤務時間に合わせたバス運行について検討
- ⑫—⑯モビリティマネジメントの取組方法について検討

＜1＞に関する対策方針案＞

- ①空白地等の住民に対する意向調査の実施
 - ・調査対象地区の絞り込み
(駅周辺部と市外縁部の地理的特性を考慮)
 - ・公共交通の必要度合いの把握 等
- ①地域協議会の設立を考慮したグループインタビューの実施…町内会単位で実施
- ①空白地等に対する多様な運行可能性について検討
 - ◇市街化区域(含む拡大区域)
 - ・中心市街地活性化のための運行補助と連動した駅間空白地の解消
 - ・既存バス路線統合による路線再構築
 - ・地域生活核への乗り入れ⇒商業施設との連携
 - ・ロクハ、なごみ巡回バスとの連携や2社協同運行などによる新路線
 - ◇市外縁部
 - ・隣接市域運行のバス路線の迂回運行
 - ・産業との連携(農協組合員サービス・地産地消費光連携など⇒タクシー委託)
 - ・地域運営会員制交通(タクシー委託)
- ①上記検討を踏まえ可能性のある地域で「社会実験」(来年度)
…乗合タクシー、コミュニティバス、新規バス路線、ベロタクシーなどの多様な交通手段を試行運行して効果を把握
- ②通勤通学時間帯と昼間時間帯のニーズ別対策
 - ・通勤通学時間帯は直行制重視
 - ・昼間時間帯は通院買物重視
 - ・時間帯別迂回路線など
- ②南草津駅への新快速停車の要望
- ②広域福祉施設への迂回運行の増便について検討
(国・県による負担)
- ③全車低床車両化に向け車両購入補助について検討
- ③低床バスの路線・運行時刻の表示の実施
- ③バス停の改良のための実態把握調査の実施
- ④草津駅東口の乗り継ぎ円滑化の検討
(EV・ESの設置等)
- ⑤バス総合案内所、総合案内板、バスロケーションシステムの導入について検討
- ⑥誰もが利用しやすいユニバーサルの視点で検討
- バリアフリー基本構想に今回検討結果を記載

＜福祉有償運送運営協議会より＞

- ⑦福祉有償運送ほか福祉移送サービス(STS)との連携
⑥⑦お出かけサポート相談室などのソフト対策について検討
＜福祉事例5＞

＜全体目標＞
人が元気になり、
まちが元気になり、
地球も元気になる

＜1と2にまたがる対策方針案＞

- ①ー⑨⑫市街化区域の空白地・不便地の解消のための路線再編実証運行を実施
(コンパクトシティ・都市機能(コア)ネットワーク・商工業振興等の視点から整理)
- ①ー⑩市外縁部の小需要地域について乗合タクシーの可能性について実証運行の実施
 - ・併せて乗合タクシーの是非・負担金額の上限について調査
 - ・住民意向調査の際、乗継乗車の可能性について調査、乗車目的・乗車回数も調査
- ①ー⑩空白地等への運行に関する採算の考え方や市支援のあり方の整理
 - ・デマンド運行等の運行形態も含め採算の考え方の明確化
 - ・市支援のあり方について具体化

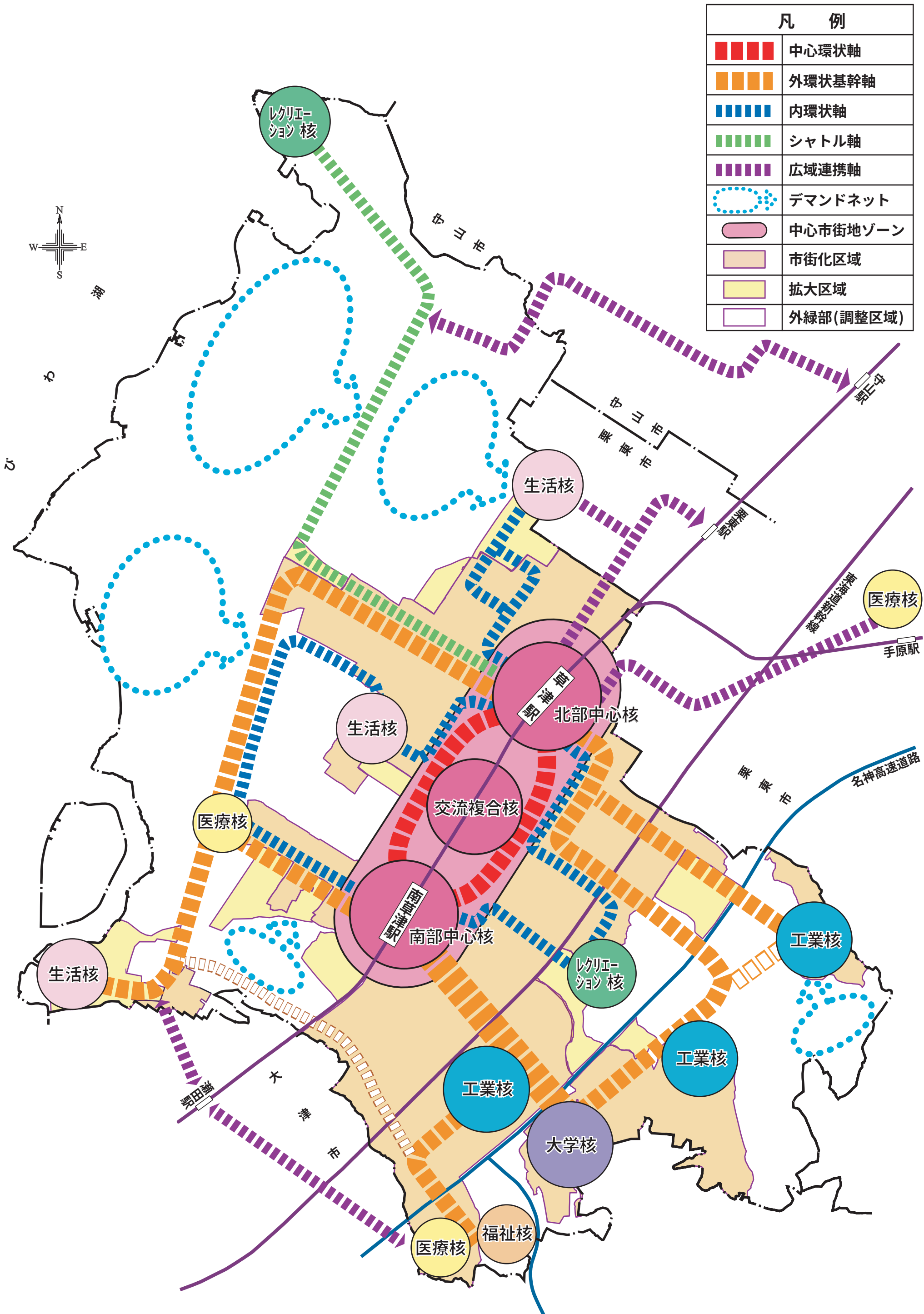
＜2に関する対策方針案＞

- ⑧バス便ごとの遅延時間の把握（平日・1日終日）
 - ・バス事業者の定期的調査等により把握
 - ⑧右折信号の設置が望まれる交差点の抽出
 - ・バス事業者よりヒアリング等
 - ⑨路線別・便別のバス利用者数の実態把握
 - ・バス事業者の定期的調査等により把握
 - ⑪バス円滑運行のため信号調整が望まれる交差点の抽出
 - ⑪イオンモール草津、フォレオ大津一里山の交通対策の把握
 - ⑧⑪草津駅東口の混雑状況解消の検討
 - ・ロータリーへの一般車流入規制等
 - ・草津駅前動線、交通体系の再検証
 - ・国道1号の信号調整等
 - ⑧⑪南草津駅口から国道1号渋滞対策の検討
 - ・信号調整等
 - ・駅前での通行規制等
 - ⑪国道1号南田山交差点における渋滞対策の検討
 - ・平野草津線における左折レーン、バス専用レーンの設置
 - ・PTPSの設置
 - ・南草津駅西側からの迂回ルートの確保とトンネルの拡充整備
 - ⑨高齢者に対しバス優待乗車券等の提供について検討
 - ・高齢者運転免許自主返納支援（バス回数券＋住基カード交付）
 - ・高齢者定期（一定の月額負担で一乗車100円）の一般化をバス協会支援により実施
 - ⑩再編が望まれる路線について抽出・検討
 - ・守山市域運行の山賀下物線・杉江循環線の欲賀～芦浦長束への広域調整運行
 - ・平井循環線と栗東市コミバス路線の機能分担・再編活性化
 - ・大江霊仙寺線開通に伴う西口発路線の新設・統合（木川・山田方面）
 - ・ロクハにいたる協同運行と新路線
 - ・中心市街地におけるトランジットモール化による南草津～草津駅間の路線新設
（車両小型化⇒乗合タクシーとの協同運行も視野）

社会実験(来年度)

⇒詳細は別添資料1「専門部会における意見整理と対策案について」参照

＜草津市の都市機能核と公共交通ネットワーク短期方針図＞



議議第4号

平成21年度事業計画（案）平成21年度収支予算（案）について

平成21年度の草津市地域公共交通活性化再生協議会の事業計画および収支予算について、別紙のとおり承認を求める。

平成21年1月19日

草津市地域公共交通活性化再生協議会
会 長 山 岡 晶 子

平成 21 年度 草津市地域公共交通活性化再生協議会事業計画

1 各種会議の開催

下記の会議を継続的に開催し、公共交通体系の再編、機能強化に向けた各種事業の企画、実施ならびに評価を実施します。

- (1) 総 会
- (2) 分科会（草津市地域公共交通会議及び草津市福祉有償運送運営協議会）
- (3) 地域公共交通会議専門部会（分科会下部組織）
 - ①地域生活交通・バリアフリー対策検討部会
 - ②輸送サービス向上・安全円滑化検討部会
 - ③地域活性化・利用促進策検討部会

2 地域公共交通総合連携計画（法定計画）の策定

平成 20 年度作成の素案（マスタープラン編）をベースに、具体的な実施事業を定める「草津市地域公共交通総合連携計画（アクションプラン編）」を平成 21 年度に策定します。

(1) 「地域公共交通活性化・再生総合事業」の活用

- ・計画策定にあたり、国の補助制度を活用し、策定調査経費の支援を受けます。

(2) 実車運行を伴う社会実験の実施

- ・実施事業の確定のために、実車運行の社会実験を実施し、利用者アンケート等の実証データ分析により、事業の効率性を調査します。

例

{	市外縁部における乗合タクシーデマンド運行
	駅周辺信号調整等による既存バス路線の速達性定時制の確保
	中心市街地（含商店街）における 2 駅間交通新設実験 など

(3) 地元協議会（住民会議）の設立支援

- ・公共交通空白地・不便地域を中心に、日常生活にかかる移動手段についての住民検討組織の設立を支援し、グループインタビューによるニーズ調査を実施するとともに、住民参画による公共交通利用促進の機運醸成を図ります。

(4) パブリックコメントの実施

- ・協議会ホームページの作成などにより、連携計画案の幅広い広報ならびにパブリックコメントを実施します。

(5) その他の事業

- ・その他、草津市地域公共交通総合連携計画（アクションプラン編）の検討・策定の段階で必要となる事業を実施します。

平成 21 年度 草津市地域公共交通活性化再生協議会収支予算書

(自 平成 2 1 年 4 月 1 日
 至 平成 2 2 年 3 月 3 1 日)

収 入

単位：千円

科 目			金 額	備 考
款	項	目		
1	1		0	
負担金	負担金	1 負担金	0	
2	1		15,500	
補助金	補助金	1 補助金	15,500	国土交通省補助金
3	1			
繰越金	繰越金	1 繰越金	0	
4	1		1	
借入金	借入金	1 借入金	1	市中銀行借入
5			2	
諸収入	諸収入	1 寄付金	1	協賛金
		2 雑 入	1	
計			15,503	

支 出

単位：千円

科 目			金 額	備 考
款	項	目		
1	1		2	
運営費	事務費	1 会議費	1	
		2 事務費	1	
2	1		15,500	
事業費	事業費	1 事業費	5,500	社会実験委託料
		2 負担金	10,000	草津市への事業委託負担金
3	1		1	
予備費	予備費	1 予備費	1	
計			15,503	